

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年8月25日（木）16：30～19：35

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：細野大臣、園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、坪井審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）、

* 文中敬称略

<冒頭あいさつ>

○司会

お待たせ致しました。ただ今から政府東京電力統合対策室合同記者会見を開始します。なお事前のメールで細野大臣は公務のため出席できない可能性がありますとお伝えしましたが、先程本日は欠席とのご連絡がございました。園田政務官は公務のため17時45分頃退席いたします。あらかじめご了承お願いいたします。それでは始めに園田大臣政務官から挨拶および冒頭発言があります。

○園田政務官

本日もお集まり頂きましてありがとうございます。また開催時間が定刻を過ぎまして失礼いたしました。まず私から何点か宿題を頂いていたものを含めてお伝えさせていただきます。まず先週もお伝えしていましたがこの統合記者会見の議事録ですが、本日先週の水曜日の分ですね、17日に行われました水曜日の分の議事録が本日細野大臣のホームページにアップさせていただいております。これからもこの統合会見についての議事録、精査できた部分からしっかりとお伝えすべくホームページで公表してまいりたいと思っています。よろしくおねがいします。それから宿題を頂いておりまして、これはNPJの吉本興業おしどり様からの問い合わせでございました。これは3月20日でしたけど官邸のホームページにおきまして東北関東の方へ、ということで雨が降っても健康には影響がありませんという旨のホームページを掲載させていただいたことについてお問い合わせがございました。その経緯がどのようなものであったかということでございました。調査をさせていただきまして事実関係を申し上げます。ERC広報班緊急対策本部ですが、ここによりますと、3月19日午前11時20分頃海上保安庁からの問い合わせがございました。降雨に当たら

ないようにという報道がなされているということで現場付近で作業しているものがあるが作業を中止させるべきかどうかの判断に困っていると。海上保安庁だけの問題ではなく統一的な見解を示していただきたい、対応をお願いしたい、という旨の問い合わせが官邸にあったところで、あ、失礼、ERCの広報班にあったということでございます。これを踏まえましてERC医療班から同日の11時50分、原子力安全委員会に助言の依頼をさせていただきました。原子力安全委員会からは降雨時の注意ということで何点かの注意、助言をいただいたところでございまして、3月19日の14時21分原子力安全委員会から原子力安全委員会緊急技術助言組織名において降雨時の注意としてERC経由で医療班に対して回答がございました。その回答を受けて官邸においてホームページにその旨、この注意喚起ということでホームページに掲載させていただいたということでございます。こういう経緯がございました。それからもう1点、福島県の県民健康管理の検討委員会において記者が質問出来るようにできないかという、これもおしどり様からのお問い合わせがございました。この福島県の県民健康調査の検討委員会において私どもとしても事実の確認をさせていただきました。その会社について事前に県政記者クラブに通知をまずしていると。そして7月24日に開催されました第3回検討委員会については3日前の21日に通知をしたということでございました。また第3回の検討委員会からは報道関係者の皆様があに対しては傍聴可能となっているということでございます。また検討会の終了後には座長以下、委員の方によるブリーフィングを実施しているということでございまして議事の、また議事の概要についても公表しているということでございました。従いまして、委員会の皆さま方へのアプローチというものはオープンにされているということでございますので大変恐縮でございませうけれどもこの福島県の検討委員会についての動きはそちらで皆様があからも取材等も含めてしていただければと思っておりますのでございます。私からは以上です。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本でございます。それでは環境モニタリングの状況について3件ご報告いたします。1件目は空気中の放射線物質の濃度になります。資料のタイトルは福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果についてということで第153報になります。ページめくっていただきまして1枚目の裏面のところから昨日の測定結果でございます。西門それから福島第二原子力発電所のモニタリングポストの1番ではそれぞれND、検出

限界未満でございます。それから2枚目になりますが昨日から開始いたしました会場でのサンプリング結果でございますが、南防波堤とメガフロートの上での測定結果は昨日の両地点いずれもND、検出限界未満という状況です。計時変化については3枚目にグラフ化していますのでご確認ください。2枚目の裏面ですがプルトニウムの分析が出ていますので報告させていただきます。8月8日採取分のダストですが日本分析センターさんで分析していただいたもので揮発性、粒子状とも、プルトニウム238, 239, 240は検出限界未満という状況です。続きまして海水の状況です。資料のタイトルは福島第一原子力発電所付近における海水中の放射線物質の核種分析についてということでサブタイトルが第155報でございます。ページめくっていただきまして1枚目の裏面、それから2枚目の裏面に昨日の測定結果を記載させていただいておりますがいずれの地点も検出限界未満です。3枚目からグラフ化させてもらっていますので計時変化についてはこちらをご確認ください。続きまして土壌の状況です。資料のタイトルは福島第一原子力発電所構内における土壌中の放射性物質の核種分析の結果についてということで続報30になります。ページをめくっていただきまして2枚目に別紙1ということで土壌中のプルトニウムの分析結果ということでサンプリング点は丸1丸2丸3の3か所です。8月8日にサンプリングしたものを日本分析センターさんのほうで分析したものが表の通りでございます。なお、こちらの値につきましては過去に検出されているフォールアウトと同様のレベルでございますがこれまでの結果から見ますと今回の事故の由来に可能性、と考えております。値そのものに関しましては増加傾向にあるというようなことではございません。その裏面になりますが2枚目の裏面別紙2ですが土壌中の核種のガンマ線の核種の分析結果です。セシウム134, 137の他、丸3番産廃処分場のところでテルル129Mが見ついているという状況です。東京電力からは以上になります。

○文部科学省

文部科学省の坪井でございます。お手元に環境モニタリングの結果についてという資料を配っています。まず全国の調査ですが都道府県別の環境放射能水準調査の結果についてということで別冊でお配りしております。こちらについては従来福島県について高さ1メートルのデータについてはしばらく計測いただけなかったのですが8月17日から1メートルについても測っていただきまして値が出ておりますので値が書かれるようになっていきます。全体として大きな傾向についての変化はございません。また、全国的な調査ということで定時降下物、浄水につきましてはいずれも未検出ということですので。発電所周辺につ

いてですが空間線量率の測定結果、積算線量の結果、ダストサンプリングの結果についても、いずれも大きな変化ございません。あと44ページからは20km圏内のデータをつけています。20km圏内のデータは大体最近は10日に1回はかっていますが50か所のデータがございます。44ページ、45ページですが一番低い値ですと丸1番や丸5番の地点で毎時0.5 μ Svということがありますが一番高いところは45ページ37番のところで72.3 μ Svとこのような幅がある値が引き続き観測されています。48ページ以降には5月以降の計時変化をつけていますが48ページのところが高い値のところを中心にしたところですがこの例えば37番の黄色のところは5月下旬には98.2 μ Sv/hという値でしたが8月になりまして大体減少傾向にあるということが言えるのではないかと思います。その他、他の地点については49ページ、50ページに載せている通りです。あと福島県が行いました自動車走行サーベイにおけるモニタリング結果もつけてございます。また海洋につきましては東京電力が測定したものを地図の上に表示したものでございます。文部科学省からは以上です。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤です。私からは8月25日付の原子力安全委員会名の環境モニタリング結果の評価についてという1枚紙、裏表にコピーしてございますものと参考資料といたしまして1枚目が福島県の地図になっておりますもの、これを用いて説明します。まず資料1の空間放射線量ですが、特段大きな変化はございません。ただいま文科省からの説明の中で20km圏内の空間線量率の最新の測定結果もございましたけど北西方向に比較的高い占領が観測されるという従来からと同じ傾向です。2の空気中の放射性物質濃度についても大きな変化はございません。4の環境資料ですが、資料の裏面にいただきますと海水中のセシウムの分析結果があります。参考資料でいいますと20ページから22ページにかけてであります。発電所に近いポイントでセシウムが検出されておりますが濃度限度値以下です。またその他のポイントは検出限界値未満です。5の全国の放射能水準調査については特段大きな変化はございません。それからこの場をお借りいたしまして前回の会見の際に確認させていただきますというふうにしていた事項がありますのでそれについてご説明申し上げます。ご質問の中で元IAEA事務次長のブルーノペロード氏と東京電力の間で自然災害対策を強化するという約束があるという報道がされているが安全委員会はそのことを把握しているかというお尋ねがありました。このご質問の中でありました2007年あるいは2008年のIAEAの会合で原子力安全委員あるいは安全委員会事務局が参加したものについてレビューいたしま

したけどその限りではそのようなことはないということでもあります。また、そもそも東京電力でも本件については現時点では I A E A からそういった指摘を受けたこと、あるいは自然対策を強化するという約束を交わしたと言う事実は確認できていないということでもございました。また、同じ質問の中で原子力安全委員会の平成 17 年の原子力安全文化の調整についてという文章についても言及があったわけでもございます。これは原子力安全文化を根付かせるために電力会社のトップマネジメントなどと話し合いを行った結果をまとめたものです。そのまとめの中で今後どうするかということの中の 1 つとして原子力安全文化に関する国際的な知見の共有を進めるということで、原子力安全委員会としてもそういった原子力安全文化に関わる国際的活動に積極的に参加するということをうたっています。現に 18 年の 3 月には日本でそういった原子力安全文化に関する会議を開くなどやっておりますし、また、その後も I E A E あるいは O E C D の原子力の機関、原子力安全文化に関する会合にも出来るだけ参加しているという状況です。私からは以上です。

<プラントの状況について>

○東京電力

- ・ T/B の地下たまり水、セシウム吸着装置、除染装置は稼働中。
- ・ 地下のたまり水の移送、2 号機については雑个体廃棄物処理へ移送、3 号機についてはプロセス建屋に移送中。
- ・ 水位関係は会見終了時に報告。
- ・ S F プール冷却、1～4 号まで循環冷却。注水、温度、圧力は記載のとおり。
- ・ 3 号炉心スプレー系からの注水は明日の予定で工事を本日から行う予定についてだが、ホースの信頼性の観点から延期。
- ・ その他がれきの撤去などは会見終了時に報告。
- ・ S F プールのサンプリングを 19, 20 日に実施。P h については、3 号機で P h 9. 2。コンクリートから水産課カルシウムが溶出しアルカリ性が強かったが、ホウ酸水注入で改善。P h は変化していない。コンクリートからの進出が続いている状況ではないと思われる。塩素濃度については塩分除去を 4 号機で行ったばかり。セシウム 134, 137 は、単位が B q/L なので、1/1, 000 で B q/m³ になる。値は前回測定したものとほぼ変化がない。
- ・ 3 号ダストサンプリングの結果については、写真のとおり。30 分おきにダストを吸引している。アームの高さが 125 m、地面からは 40 m の地点のダストをサンプリングした。測定結果は建屋東、西、北、南で測定。西にお

いてはセシウム134、137とも10E-3と他より高い。引き続き評価のなかで分析を進めたい。

- ・ 11：30頃、3号、無人重機でがれき撤去を行っていたところ、絶縁油が漏出。図の3号機T/Bのカーブの部分。赤い点線部において主変圧器の絶縁油が漏出。14：30には漏えいが止まったことを確認できた。漏えい量は現在調査中。変圧器のところに漏れた油を閉じこめるものがあり、そこにとどまっていると推定しているが、地震で亀裂があったら地下に漏れている可能性はある。放射性物質は含まれていないと考える。

発電所のモニタリングの状況

- ・ 海水中に含まれる核種分析結果（8月24日採取分）。毎日サンプリングを行っている。もの揚場は2回サンプリング。大きな変動はない。引き続き高濃度の汚染水が漏えいしていないと判断。
- ・ T/Bからのサブドレンからの放射性物質の検出について（8月24日採取分）。各サンプリング地点の計時変化をグラフ化している。先々日上昇した3号サブドレンも減少傾向。漏えいしていないと判断。
- ・ 集中廃棄物処理施設周辺サブドレン分析結果、通常の変動の範囲内。
- ・ 放射性物質核種分析結果の一部訂正について。土壌中のウランの分析結果について、プラスマイナスのマイナスが抜けていた。3枚目も同じ。4枚目、Ag-110mが検出されていたが前回の検出されていなかったデータがそのまま用いられていた。5枚目の+が抜けていた。

保安院から宿題回答

- ・ 1FOFCのDGの燃料の容量に関する質問。OFCの非常用発電機の容量は7,000リットル。正確にどれくらいかは不明。3/12未明に起動。15日にOFCを移動するまで非常用DGで電源を確保していた。
- ・ 1F周辺住民の方への防災関係の冊子を配布していたかという質問について。福島県においては、周辺住民の方に原子力防災カレンダーを毎年配布。広報誌としてアトムふくしまを年6回配布し、その中に防災関連のお知らせもあると伺っている。保安院はJNESで防災関連のパンフレットを作っている。実務者用、一般向け、小学生向けとしてOFCに常備、防災訓練の際に参加者に配布。全戸には配布していない。JNESのHPに公開している。
- ・ 発災当時の検査官の動きに関し、TMI事故時、NRCはどうだったかという質問。TMI事故時、検査官はゼロ、事故後はサイト近くに2名常駐するようになっている。事故時の体制は複雑であるので、直接NRCの広報窓口

にお問い合わせいただきたい。1-301-415-8200。窓口にお問い合わせいただければ詳細に説明いただけるとのこと。

- ・ 泊原子力発電所の耐震評価における震度を示せないかとの質問、いわゆる気象庁が発表している震度と原子力発電所の震度は同じ土俵で示すのは適当ではないが、前提をおいて結果を説明する。気象庁はもともと体感をもとに設定している。気象庁のHPにも説明があるが、加速度の大きさが震度にそのままなることはない。泊の場合は、基準地震動が、地下7～8mの岩盤上で設定。通常の地表面での揺れとは違うが、気象庁の手法で泊発電所の基準地震動を評価すると最大加速度550ガルだが、震度は6弱になる。原子力発電所の場合はいわゆる剛構造ということで、周期としては短周期、0.何秒というところ。気象庁では周期1～2秒のところと比較的大きく出る計算手法となる。
- ・ シビアアクシデントに関連して、どのように進展するか根拠があるのはいか、しっかりと公表すべきとの質問についてだが、JNESが作成したシビアアクシデントに関する報告書がある。この報告書のなかにシビアアクシデントの進展と評価がある。こうした報告書はJNESのHPでは公表はされている。今後どういうようにわかりやすくするかについては検討課題と認識している。

質疑応答

○司会

これから質疑に入ります。質問事項は冒頭に纏めて簡潔にお願いします。なお、解答に関する再質問はお受けします。質問の際には所属とお名前を名乗っていただいた上で、誰に対する質問であるかを明確にしてくださいようお願いします。それでは質問のある方挙手をお願いします。それでは、そちらの方。その次、一番前の方。

○読売新聞前田

Q：読売新聞の前田と申します、宜しく申し上げます。何点かあるんですけれども、まず保安院の森山さんになのですが、津波対策の関係で昨日から引き続きの質問なのですが、今年の3月7日に、東電から津波の3通りの報告書を受けたということなのですが、その時の認識がどういうものであったのかということと、室長から何処まで情報が上がったかということです。後、これ繰り返しかもしれないのですが、東電の何方が保安院の何方に、どこでペーパーを提出

したのかということ。あと東電の松本さんになんですけれども、その後保安院から設備改修などの指示を受けたという事なのですが、本店の何処まで報告が上がったか、あとその後、どのような対策をとられたか、社内で何か検討を始めたということがあったかどうか。後ですね、2009年の9月のことなのですが、東電は城岸の津波を元にして、マックス9.2mという報告を保安院にしたということなのですが、保安院のほうでは、土木学会の指針に基づくマックス6.1の報告だという認識だそうなのですが、この見解の相違というのがあるのですが、どちらが正しいのかということ。最後一点なのですが、東電の松本さんになんのですが、2008年に津波の試算で15mと9.2mという、想定5.7mを超える数値が出ているのですが、これに伴ってハード面での対策というのはなかったということなのですが、アクシデントマネジメントのマニュアルを見直すとかいう、ソフト面での対策というのは、何かなされたのかということをお聞きしたいと思います。宜しくお願いします。

A：（保安院）まずは保安院からでございますが、3月7日に東京電力から津波評価について、資料を元に保安院は説明を受けております。その際に保安院からは、これは私が承知している範囲でございますけれども、担当の室長が報告を受けて、その際に耐震バックチェックの報告書を早急に提出すること、それから設備上の対応が必要ではないかといった主旨の旨を口頭で指導したというふうに聞いております。この段階で、どこまで上がったかということは、そこは必ずしも正確には承知しておりませんが、最終的には、本件については事故調査検証委員会に説明して、資料を提出しておりますので、そういう意味からしますと、その後保安院のトップまでキチッと状況は上がっております。どの段階でということ、正確にはちょっと把握しきれていないという状況でございます。認識としましては、少なくともお聞きした際の担当の認識は、非常に重要な問題であるという認識は、勿論あったので、そういった口頭での指導をしたということでございます。それから誰からというのは、何処で誰がというのは、先ほど申し上げました耐震の担当の室長でございますけれども、東電の何方からかというのは、それは東電の方にお聞きいただきたいと思います。課長クラスだったというふうに聞いております。それから2009年の件につきましては、保安院のほうで聞いたものは、6mを超える可能性のあるという、そういう旨の説明を受けたというふうに記憶しているということでございます。何れにしましても、本件は2009年の時の認識ですとか、先ほど申しました保安院として何時、誰が、どこまで承知したかということも含めまして、正に事故調査検証委員会の対象であるというふうに考えております。保安院といたしましては、事故調査検証委員会に資料の提出ですとか、当然求めに応じてヒ

アリング等にしっかりと対応していきたいと思っております。以上でございます。

A：（東京電力）東京電力でございますが、まず1点目の本年の3月7日に原子力安全保安院さんのほうに今回のご説明をした際の保安院さんのほうからのご指示といいますか、受け取った内容につきましては、こちらは今回耐震バックチェックという行為を進めている中で、地震評価技術というものが土木学会さんのほうで見直しをされるというようなことが並行して行われている中でございましたので、私どもの受け止めといたしましては、地震耐震バックチェックの最終報告をする前に、地震評価技術の見直しが行われることが先行するのであれば当然地震評価技術の見直しに従った対策、評価を行った上で最終的なバックチェックの報告書を出すべきというようなお話を伺ったという風に聞いております。ただ、先ほど森山対策監のほうからもお話がありました通り、少し事実としては違うようでございますので、最終的には事故調査委員会のほうでご判断されるのではないかという風に思います。それから、2009年の9月に貞観津波のところのお話をした際でございますけれども、こちらは私どもといたしましては私どもの担当課のほうから耐震室のほうに、こちらは貞観津波の試算のことに关しまして説明をしたということでございます。それから3点目のご質問でございますが、2008年に地震本部によります試算を行った結果でございますけれども、こちらは15.7mというような一番高いところでそういう津波の評価が得られましたけれども、こういった面もございまして、もともと地震、津波対策で平成14年の津波評価技術が出てきた際から、沿岸部にございます海水ポンプのいわゆる体力といいますか、どれだけ津波に耐えられるかというところは課題があるという風に認識しておりましたので、2008年の6月頃からはソフト面ではございませんがハード面の対策といたしまして、モーターの水密化の検討をメーカーさんと始めたものになります。ただ、技術的にはかなり相当難しいというようなお話でございましたので、こちらのほうはまだ現在に至っても実用化ができていないというわけではございませんが、2008年の6月頃からそういうハード面の対策も考え始めたというようなところでございます。なお、ソフト面アクシデントマネジメント対策そのものに関しましては、この2008年の試算に従って何か大きな変更したということにはございません。

Q：すいません追加でお願いします。東電の松本さんになんですけれども、保安院から指示を受けた時はその土木学会の調査を待っている状態ということで、東電さんとしては本店内に何か検討するためのものを作ったりということはない

かったということですか。

A：（東京電力）検討と言いますのは、この試算結果にしたがって何かしたということでございますか。

Q：そうです。

A：（東京電力）そちらは特にこれはあくまで試算でございますので、土木学会さんのほうで津波評価技術の見直し、いわゆるどうやってやるべきかというようなことをこちらのほうは審議を待っていたというような状況でございます。

Q：すいませんあとひとつだけ。2008年の2度の15mと9mというのを受けて、アクシデントマネジメントマニュアル見直しをしてないということなんですが、その見直そうという動きがあったんでしょうか。

A：（東京電力）試算をどう取り扱うかにつきましては、当時はまだ試算の段階でございましたので、こちらに関して何か設備面それから運用面で何か対策が必要ということではございませんで、実際にはこの出てきた値そのものがどのぐらい確からしいものなのかというような評価がきちんとする必要があるだろうという風に思っております。ただ、具体的な対策を取るべき値というところまではまだそこまでの認識はなかったということになります。ただ一方では従来から必要な対策を講じていくものでございまして、その中の一環としてモーターの水密化というものも挙がっておりましたし、一方では研究開発という意味では評価技術の中での、何と言いますか、堆積物の調査みたいなところを今後やっていくというようなことにつながるようになります。

Q：わかりました。ありがとうございます。

○アエラ大島

Q：アエラの大島ですが、今の方の質問と関連するんですが、森山さんと松本さんに。まず森山さん、報告を受けたのは小林耐震安全審査室長でよろしいのでしょうか。東電さんからその津波の報告が来たという3月7日の件ですが、保安院のどなたが報告を来たのか知りたいんですが。

A：（保安院）耐震室長は小林ですので、小林が聞いております。

Q：それと松本さんにその3通りの報告云々されたということですが、東電社内

ではどこまで認識が共有されていたんでしょうか。その経営マネージメント層はどこまでがそれを知っていたんでしょうか。

A：（東京電力）重要なポイントは土木学会さんのところにこういった試算結果が出ていることということと、もうひとつは今後津波評価をどういう風に行うべきかというようなところで、課題があるというようなところを認識していたところでございます。地震本部のほうから三陸沖から房総沖の海港沿いにどこでも地震が発生するというようなことが提示されまして、その際に福島県沖では当然地震の空白域でございましたので、そこにどういう地震を想定すべきかというようなところについては私どもではなかなか決めかねるところがあって、今回の試算の1個でございますが、三陸沖地震をもとに試算を試みたと、一方では確率論的評価を並行して行っておりましたけれども、それでも10メートル以上の津波が起こる確率が $10^{-6}/y$ だというようなところがわかってきたわけでございますけれども、実際これをもとにいわゆる津波評価はどう行うかというようなところが難しいということで、土木学会さんのほうに津波評価技術を見直してもらいたいということで、経営層のほうにお計りしましてその結果をもとに、土木学会さんのほうにお願いをしたところでございます。したがってその時点では経営層をいたしましてこの試算が出ているということは承知しておりますが、その都度試算結果が15.7メートルという結果が出ましたという、特にすぐこんなのが出ましたというようなところで経営層のところに報告をしているわけではございませんで、ある程度まとまった段階でやっているということになります。

Q：ちょっと経営層、具体的にもうちょっとしぼってしゃべってください。勝俣会長なのか清水社長なのか武藤武藤副社長なのか。

A：（東京電力）今回のところで土木学会さんのほうにお願いをするということでご相談したのは武藤でございます。

Q：武藤副社長までは知っているということですね。

A：（東京電力）当時は副本部長でございましたので、武藤のところでお話を知りましたし、当時本部長でありました武黒でございますけれども、こちらは土木学会さんのほうにお願いした後こういうことを行っているということは報告はいたしております。

Q：3月7日に保安院に報告されているわけですね。このことはどの程度マネージメントされ認識しているのですか。

A：（東京電力）3月7日のその日に報告をしているということは今のところ確認できておりません。

Q：3月7日に報告するような内容はどこまで認識しているのですか。3月7日に保安院に報告したような内容は。

A：そういう意味では、武黒それから武藤に関しましては試算の結果については当然土木学会にお願いする関係上知っていたということになります。

Q：でももうこれずいぶん時間経っていますよね。武黒様もフェローになっていて、武藤さんは副社長になっていますよね、3月7日の時点では。

A：（東京電力）はい、そうです。

Q：それよりもっと上には報告されないのですか。

A：（東京電力）こちらに関しましては、原子力本部として動いていたということになりますので、いわゆる社長、会長がその時点で知っていたかどうかについてはちょっとまだ私のところには情報ございませんので、ちょっと確認したいと思います。

Q：後ほどご確認をお願いします。それともう1点森山さんに、今の質問とちょっと離れますけれども、SPEEDIが震災当日から使われていますよね3月11日から。保安院は40数回試算されていると思うのですが、国会の質疑では電子媒体で官邸に渡したというふうにおっしゃっていますが、電子媒体ってなんですか。

A：（保安院）すみません。ちょっと私自身・・・

Q：調べて下さい。

A：（保安院）わかりました。

Q：調べて月曜日答えてください。それと、誰が誰にその電子媒体を渡したのか、

保安院の誰が官邸の誰に渡したのか、具体的に職名と名前を特定して回答してください。重要な問題なので。

A：（保安院）はい。確認して月曜日に長いご説明できるようにしたいと思います。

Q：それと、ERSSも動かしていますよね。原子炉の事故発展予測をされておられますよね。 3月11日の時点で。

A：（保安院）ERSSも実際にはデータがないので、事実上使われておりませんけれども。

Q：仮定のシミュレーションおいてやっていますよね。その想定結果は何時に誰が誰に報告したのか？

A：（保安院）確認をして・・・

Q：たぶんもう官邸にはかなり早い段階で、その炉の事故の推測値が入っているはずなのですが、保安院から来ているって言うのですね、取材先に聞くと。それはどんな形態で渡したのかも含めて。

A：（保安院）わかりました。可能な限り調べて・・・

Q：可能な限り、その職名、固有名詞を調べて開示して下さい。重要な問題なので。

A：（保安院）わかる範囲でお答えいたします。

Q：よろしく申し上げます。

○司会

質問のある方。 後ろのそちらの方、それから他にいらっしゃいませんか。

○ニコニコ動画七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。松本さんに何問かお願いします。2008年の試算結果についてでございます。まず1問目がですね、これはすでに聞かれていたと

思うのですが、すみませんもう一度ちょっと教えてください。2008年の試算結果からですね、3月7日の保安院への報告から3年間、期間が開いていた理由は何か、これは簡潔に教えていただきたいと思います。その2点目なのですが、対策を図らなかった理由としてですね、あくまで試算だったからという事、簡単に言うとそういうことだと思うのですが、それではどうしてですね、保安院に説明されてのか。試算であれば特に保安院に説明する必要もなかったように単純に思うのですが、その点についてまず教えてください。

A：（東京電力）まず1点目でございますが、まず試算を2008年に行いまして、その年には佐竹先生の方から城南津波のお話も伺っておりますので、こういった実際にどういう地震があって、どういう津波があるのかについては引き続き調査、研究を進めていたというのがこの3年間の実態でございます。そういった事を進めつつ、耐震バックチェックと言ういわゆる原子力安全保安院さんの方からご指示がございまして、こちらは福島第1、第2が当時は平行作業を進めていたと。一方では先ほど申上げた通り、土木学会さんの方に津波評価技術の見直しを行うというような事が要望としてございましたし、土木学会さんの方もそういった審議を進めているという状況でございましたので、こういったバックチェックの今後の取り扱いとか、津波評価技術がこういった時期に出てくるかによりますけど、そういったところでこのバックチェックをどのように行うかというようなところを相談しに3月に行ったというような事でございます。何か7日にですね、特別な意味があるとかではございませんで、6日でも8日でも、特に何か意図があるわけではなかったです。

Q：午前中に清水前社長がですね、2008年の試算の件をいつ頃知っていたか教えていただけるかどうか、午前中に質問しましたが、検討結果はいかがでしたでしょうか。

A：（東京電力）今ちょっとその辺を確認させていただいています。なお津波以降、3月11日以降では社内の調査の仮定の中で、今の段階ではすでに知っています。

Q：はい。わかりました。あと最後になんですけど、結局清水前社長はですね、4月以降ですね、年度も想定外って発言されていますよね。国会でも記者団にも発言されています。結局こういう事であれば、試算では一つの例として、ただあくまでも規制官庁である保安院にも説明しております、試算結果をですね。そうしますと、これは想定外であったという事は、普通に考えてないと思うの

ですが、これに対してはいかがでしょうか。

A：（東京電力）それはもうどちらかと申しますと、私どもと皆様の見解の相違ではないかと思いますが、私どもといたしましては、こちらはあくまで例えば福島県沖で明治三陸沖地震が発生したというような場合の試算でございまして、それをもって津波の想定をしていたというものではないという認識でございませぬ。

Q：そうしますと、繰り返しになりますが、あくまでも想定外であったという事で、これを撤回するお考えは会社としてないという理解でよろしいでしょうか。

A：（東京電力）はい。いわゆる今回、東北地方太平洋沖地震が私どもはこれまで考えていた津波の想定ではないという、想定外という事で見解は変わりませぬ。

○司会

質問のある方、いらっしゃいませんか。ではそちらの方。その後、後ろのほうで、後ろのほうで手を上げられた方いらっしゃいますか。その次、はい。

○読売新聞吉田

Q：読売新聞の吉田です。保安院の森山さんに伺います。地震推進本部の方で2002年にですね、そういった報告がなされていたのに、なぜ国の規制機関として今回対策が取れなかったかという事についてちょっとお伺いしたいんですが。

A：（保安院）本件の経緯と言いますか、それ自体、津波対策が不十分であったという事は、これはIAEAの報告書がありますように保安院としても十分認識していますし、津波対策に問題があったという認識はしております。地震、あるいは津波の評価につきましては平成18年に安全委員会の耐震指針が変わりまして、その際に各電気事業者に耐震指針に基づくバックチェックをするよという事で指示をいたしました。その後、平成19年の夏に中越沖地震が起き、柏崎で基準地震動と言いますか、想定していた地震動を何倍も超えるような大きな揺れを記録したという事で、その際に書く電気事業者に、これは大臣からでございますけれども、確実に、しかし出来るだけ早くバックチェックをするよという指示をしております、その結果各社からまずは地震の揺

れ、特に当時は活断層問題ですね、これは非常に大きな問題でした。したがって、保安院も活断層の評価に集中していたという事実がございます。結果的に津波のところまで評価が至っていないと言うのは、その通りでございます。これは、それ自体今後検証委員会でも検証するべき問題だとは認識しておりますけれども、事実関係といたしましては、中越沖地震後に特に耐震バックチェックの中間報告とっておりましたけれども、主要な各サイト1プラントずつ主要な設備について地震の揺れの評価を行うと。若干、例外はございますけれども、他のいくつかのサイトで津波評価していたところありますけれども、基本的にはそういう考え方でやっていたと。その中で、活断層調査そのものが非常に時間がかかっていると、難しい問題もあり、時間がかかったと言うのは事実としてはございます。

Q：つまり活断層の調査に時間が割かれて、津波がやはり置き去りと言うか、なってしまった・・・

A：（保安院）置き去りということではございませんけれども、とにかくその時点では中間報告といいますか、地震度ですね、揺れの評価に対してどうかということを中心にやっていて、それはまだ津波を含む最終評価まで至ってなかったと。福島第一につきましてもですね、2009年7月に保安院として評価を取りまとめておりますけれども、その貞観の地震や津波についても今後の研究成果に応じた適切な対応を取るべきと考えて宿題としては十分認識しておりましたけれどもまだ実際の評価には至っていなかったということでございます。

○NPJ 日隅

Q：ええと、NPJの日隅ですけれども。一つは先ほどの津波の関係なのですからけれども、2008年にはモーターの水密化の検討を始められていたということなんですけれど、平成21年の6月に総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の32回の地震、津波、地質地盤合同WGというのが開かれていて、ここに東電のタカオさんとニシムラさんという方が出席されていて、貞観津波等についても議論がされているようなのですが、この時に高い津波が来るんであろうということが社内的に検討されているのだということの報告がどうもなされていないようなのですけれども、そのことについて保安院はもう東電のほうからなぜこの時にこの二人から報告がされなかったのかということについて聞き取りをされているのでしょうか。されていたらその内容を教えてほしいと思います。

それからこれは聞いていいかわからないのですけれども、食品について放射線量、放射線物質に含まれている量というのが許容値ばっかりのものを仮に食べた場合ですね、どのような健康被害が出るのかということについて最悪の事態を検討したリスク評価というようなことはどっかでされているのでしょうか。もしされてないとすると単に許容値を超えていないということだけじゃなくてどれくらい含まれているのかということをしちんと食品ごとに含まれているのかということを示すべきだと思うのですけれどもそれからこれは園田さんに何回も聞いていると思うんですが現在の注水量を継続した場合に安全にというか、要は燃料が取り出せるような事態に至るまでのシミュレーションというのはまだ発表していただけないのかなあということでその点の確認をしたいということです。

それから原発事故に関する情報を網羅化した一元化したホームページについて、官邸のほうにありますよということでもちょっと鑑定させていただいたんですけれども、例えば日本学術会会長談話として、放射線防護の対策を正しく理解するためというようなものが載っているのですが、この中でがんの発生率を本来がんで死ぬ確率であるところをがんが発生する率と言っぱなしにしていて一番最後に末尾でちょっとだけ訂正しているのですね。これっていうの例えばシートベルトをしている時に、もししてなければこれだけの事故が起きますよとかね、これは死ぬっていう確率と単に事故が起きるといふ確率とは違うのでここは重大なことだと思うのですね。それを逆に重大な方向での間違いだったらいいのですけれども、安全を軽視する方向での間違いを末尾にちょっと付け加えて訂正したというのじゃちょっと不十分だと思うので、それはちゃんと本文中に訂正したほうがいいと思います。それからいや、した方がいいというか、していないのはなぜなのでしょう。それを同じく国際放射線防護委員会の防護体系というところの原子力災害専門家グループからのコメントというところも放射線から人を守る国際基準というようなテーマであって、その中にもがんで死ぬ確率をがんの発生確率としたまま放置してあるのですね。これもなんでそんなことを放置しているのかと、いうことです。

それから気象庁のホームページを見て、気象庁が出している予測ですよ。IAEAと連携して予測しているところについての注意書きを見たのですけれども、その注意書きの中にこの結果は国内の対策の中には参考になりませんというような書き方があるのですね。この結果は国内の対策には参考になりませんという書き方があって。そうすると今後同様な事態が起きた場合にですね、同じくSPEEDIが開示されない場合にもこのデータというのは国民には開示されなくて外国にのみ提供されるということが続けると、そ

うことなののでしょうか。この書き方だといかにも今後の同じ様な対応しか続けられないみたいなので。そのへんがどうなのかなということ。それから文科省のほうで防護対策最適化システムというものが検討されているみたいで、費用対効果ということも含めてこれは日本原子力研究所時代に平成14年頃のペーパーで出ているのですけれども、これは一体今回活用されたのかどうか。それから公衆に対する被ばく線量評価及び健康影響評価というものも同じペーパーに出てくるのですけれども、これは今回活用されたのかどうかということ。それから原子力安全委員会に対しては原子力施設の防犯対策についてというのは平成22年に出されているのですけれども、この中にSPEEDIについて活用するべきだというようなことが書いてあるんですが、SPEEDIについて活用されなかった場合ただちに安全委員会として文書に書いてあるとおり、SPEEDI に関しても情報提供するべきではないかというようなことが政府に対して何か安全委員会のほうから示唆をされたのかどうかということ。

そして最後ですがマニュアル等の配布について言われたんですけれども、これは県とJNESからということだったと思うんですが、それ以外からはマニュアル等、避難マニュアル等は配布されていないということでしょうか。その確認です。以上です。

○司会

ええと園田政務官は公務のためにあと少しで席を離れますのでもし他に園田政務官にご質問ある方がいらっしゃったら承りますけれども。他にございますか。ではあのそちらの方。

○月刊ファクター宮島

Q：月刊ファクターの宮島ですが。政府の除染のチームができて昨日ですか。今全員で20名というくらいの数字なんでしょうか。それからトップは環境省の事務所長、それも関東ということなんですけど、その人が責任者ということなんでしょうか。それからこのチームで警戒区域、計画ですね、それから緊急避難、全市町村で除染モデルの事業をやると、この20人で全てをやるということなんでしょうか。それからこのチームに地方公共団体が協力したり共に学んでいくことになるんでしょうか。その辺について少し教えてください。

A：（園田政務官）それではまず私への質問で、食品ごとにリスク評価といいますか、暫定規制値というか規制値を行うべきではないかというご意見をいた

できました。それについては来週月曜日の記者会見の際に厚生労働省とそれから農林水産省を呼んで、職員モニタリングも含めての見解をこの場で皆さん方に集中的にご意見を伺おうという風に考えておったところでございますので、またそこで確認をしていただければという風に思っております。今現段階において食品安全委員会で食品の暫定規制値に関する考え方の取りまとめをワーキンググループから行わせていただいて、今パブリックコメントにかけさせていただいております。その結果が今月末には取りまとめをした結果、食品安全委員会から厚生労働省に対してその報告が行われるということでございますので、今の現段階での政府の考え方というものはここで厚生労働省がそれを受け取った後に確定をしてくるものではないかという風に思っております。それから、学術会議であるとか、あるいは国際の放射線の防護委員会のコメントについて訂正をすべきではないかという、あるいは本文中で訂正をするべきではないかというご意見をいただいております。ちょっと私もその詳細について確認をさせていただければという風に思っております。いずれにしても政府がというよりは外の機関のコメントではないかという風に思っておりますので、その辺も含めて少し確認するお時間をいただければという風に思っております。それから燃料取り出しへの道筋も含めて検討状況はいかんということでもございましたけれども、まさしくそれについては長期的な対策ということが課題であるということで、政府もあるいは東電も認識をさせていただいておるところでございます。何度かこの場でも大臣からもお答えをさせていただいているという風に思っておりますが、原子力委員会において今その道ゆきも含めて議論をさせていただいているところでございますので、そこからのあるいは東電と私どもの統合対策室の中でも中長期対策の課題として位置づけさせていただいているところでございますので、もうしばらくその出口についてお待ちをいただければという風に思っております。それから気象庁のホームページについてご確認をいただきましてありがとうございました。これについては経緯についてはご案内の通りでございますが、IAEAからの基準にしたがってあるいは数値にしたがって気象庁が機械的に行った試算ということでもございましたけれども、今政府の中でこの事故検証委員会が行われておりますけれども、その中でもあるいはこれからまさしくその事故発生の際の予測をどういう形で国民の皆さん方にお伝えをするべきかというところは検討を別途させていただいているところでございます。その中の基本的な考え方としては、この気象庁の予測値、機械を使ってということよりも、やはり精度としてはSPEEDIが一番明確なメッシュにおいても明確な数値が示すことができるという風に考えておりますので、おそらく結果的にはこのSPEEDIをきちっと活用していくということが、発表の

中の中心になっていくものではないかという風に思っております。それから、宮島さんからのお話で除染のチームでございますが、ごめんなさい、人数は20人だったかどうかですけれども、まずは除染の推進チームということで昨日立ち上げをさせていただきました。ご案内の通り環境省の方が中心となっているわけでございますけれども、ここがまさしく現地での対応という形の窓口になっていくわけでございます。今後JAEAも含めると、地方自治体、福島県の皆さん方とも連携をさせていただきながら、技術的な助言はJAEA、そして道行きの助言は環境省が現地のこの推進チームが窓口となって行わせて対応をさせていただくことになっているということでございます。同時にこの推進チームが今後実証事業を行いながら今後その中心的な役割ということを担当していくことになろうかという風に思っております。各自自治体が色んなところで現地対策本部を含めて、なかなかそこからきちっと一元的に情報が入ってこなかったということの反省もありますので、支援チームとそれからこの推進チームがきちっと一体となって、今後は現地においてその本格的な除染、あるいは実証実験というところにいわば現地の司令塔的な役割を行っていくという形になります。よろしいでしょうか。

Q：すいません、気象庁については要はバックアップのデータとして使うつもりじゃないのかということを知りたいんです。つまり SPEEDI が今回みたいに何かの理由で出せない時に、少なくとも海外に情報として伝えてるんであれば、それをちゃんと日本語で出すべきではないかと、バックアップのデータとして出すべきではないかと、そういうことです。それで、さっき聞き漏らしたんですが SPEEDI とそれからその気象庁のシステムが立ち上がった時の大臣等の担当者ですよね。これについてはわかってたら教えていただきたいんですが。

A：（園田政務官）すいません、先日月曜日にご質問をいただいて今調査をかけさせていただいておりますので、その点についてはもう少しお時間をいただきたいと存じます。先ほど私が申し上げたバックアップとしての機能も果たすべきではないかと、それはそれで大変重要な指摘だという風に思っておりますので、中心となるのは、先ほど中心となるという風に私も申し上げたと思うんですが、まずはこの SPEEDI を使って緊急的にお伝えをするということが有益ではないかという風に考えているということでございます。当然ながら、他の機器を使ってそういうバックアップ機能、あるいはそれを補足するような形というのも当然考慮に入れるべきではないかという風に考えておりますので、当然この SPEEDI を中心として考えてこれからもどういう形で公

表していくのが適切かというのは、改善に改善を重ねて参りたいなという風には考えております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますけども、先ほどのご質問で 2008 年に東京電力が実施をした津波の評価の件でございますが、保安院としては東京電力でそういった評価を行われているということは承知しておりませんでした。私を知る限りにおいては、保安院としてそういう評価が行われていることは 10 メートルを超えるような津波という試算があることは、東京電力からも聞いておりません。この 10 メートルを超えるような津波というのは、3月7日に東京電力から説明を受けたということでございますので、なぜ 2008 年にそういった評価を行っていたのかとかということについて、東京電力に問い合わせたということにはございません。それからパンフレットの件でございますが、パンフレットにつきましては現地対策本部を通じて確認をしておりますけれども、私どもが把握している範囲では先ほど申し上げました県のもの、それから原子力安全基盤機構 J N E S ものだけであるという風に聞いております。まったくないかどうかはそれはわからないところもありますけども、それでも私ども現地対策本部も含めて確認をした結果、配布されているあるいは常備されてるものとしてはその 2 つでございました。以上でございます。

A：（文科省）文部科学省でございますが、ご指摘いただきました防護対策最適化の関係のものとか、公衆の被ばくシステムに関するもの、たぶん原子力機構のものではないかというご指摘ではございましたが、調べてみてまた回答したいと思います。

A：（原安委）安全委員会ですけども、今回 SPEEDI についてはまず特定事象が発生した段階で、防災基本計画に基づいて文部科学省のほうでいわゆる単位放出の計算を行ってこれを関係機関に配信しております。それから保安院、文科省それから原子力安全委員会でも行いましたけども、ある仮定を置いてこういう放出だったとしたらどうだろうという仮定を置いて計算を行っておりますが、これらは全て今いいましたように防災基本計画に基づいて行われたりあるいはそれぞれの省の主体的判断で行われたものでありまして、原子力安全委員会としてどういうふうに使いなさいというような示唆は特段行っておりません。あと、加えて原子力安全委員会では環境モニタリングデータから放出の様子、どんな核種がどのくらいの量出ているかということを確認するための試算というのも行ったということがございます。

Q：原子力研究所の文献なんですけども、原子力安全性研究の現状というタイトルなんですけど原子力安全性研究の現状平成14年というタイトルなんですけど、その中に出てくるものですかからせっかくそういうものが防護対策最適化システムとか公衆に対する被ばく染量評価および健康影響評価というのがその当時なされていたんなら今回使われるべきだったと思いますのでその辺を確認していただきたいと思います。安全委員会については、先ほどの原子力施設の防災対策についてっていうのは公衆というか市民に対してそういうスピーチが利用できるんじゃないかってことが書いてあるものですから、そこについても検討が再度今回の中で安全委員会の方からももう少し積極的になかったのかなという意味で聞いたんですけども、ちょっとお答えが違ったような感じがしますが以上です。

○共同通信 岡坂

Q：共同通信社の岡坂と申します。東電の松本さんに基本的で恐縮ですが確認。3号機のサンプリングの件なんですけど、各号機通して建屋上部での核種分析結果というのはこれが始めてでしょうか？それと今後もこの同じ3号機も含めて継続的に採取分析していく予定でしょうか？それから他の号機の実施予定を、ちょっと雨天で延期されたものもあるかと思うんですが、今後の実施予定を決まっている範囲で教えてください。話題変わりまして賠償の件で、今日南相馬市から賠償の実施範囲を拡大するというような発表が一部であったようなんですけども、この件詳細に把握されているようでしたら教えてください。それから保安院の森山さんに一点教えていただきたいのですが、午前中のレクでもお伺いした今回の放出量と広島での原爆の放出量の比較のデータの関係について広報できるようでしたら教えていただけないでしょうか？ 以上おねがいします。

A：（東京電力）まず東京電力からお答えさせていただきますが、原子炉建屋上部におきますサンプリングは今回が初めてではありませんで以前はコンクリートポンプ車のアームの先にダクトサンプラーと付けて測定した経緯があります。ただコンクリートポンプ車のアームの先なので建屋の上空といいますが数メートル上というような状況でございますので、今回は写真でございますとクロラクレンからダストサンプラーを吊りおろすという形でより建物に近いところでサンプリングをトライしてみているという事になります。今後は1号機の方で同じような方法でやろうと思っています。それから2号機は建屋が爆発しておりませんので、ブローアウトパネルが空いている所がございますのでそこにハシゴを立てかけてそこにダストサンプラーを据え付けてサンプリングをする予定でございます。ご質問の中にもありますが本日雨

天の為2号機のサンプリングは中止いたしておりますけども天候が回復いたしましたら2号機、それから1号機のこちらはクレーンによりまずサンプリングを行う予定でございます。一日ずつ行うということになります。それから賠償の話でございますが、こちらは本日公表させていただいておりますけども避難を余儀なくされた方に関しましてはそうした避難等により発生した損害等への充当前提といたしまして、仮払い保障金をお支払いさせていただいているものになります。この一環といたしまして地方自治体の方から住民に一次避難を要請した区域がございますので、そちらにお住まいの方々に対しまして新たにこの保障金のお支払いの対象とさせていただいたということでございます。具体的には南相馬市の内、すでに避難区域になっているところ。それから屋内退避区域、それから計画的避難区域、緊急時避難準備区域になっていないところで新たに自治体の方からの指示で避難された方が今回の対象になるということになります。

A：(保安院) 保安院でございますけども、ご質問いただいております放出量の、今回の放出量とそれから原爆での放出量の試算値については国会の委員会に提出したものでございますが、今確認しておりますので基本的には保安院の今回の放出量はIAEA報告書そのものですので公開されておりますし、後もう一方も保安院の方で試算しておりますので問題ないと思っておりますが確認しておりますので確認しだいご提供できると思っております。

Q：わかりました。松本さんこの3号機も含めて継続的に今後やっていくということよろしいでしょうか？

A：(東京電力) はい。何回か測る予定がありますのでそちらのほうで今後も引き続きやりたいと思っております。目的は原子炉建屋からどれくらい放射性物質が放出されているかという評価に使いたいと思っておりますので、本日も四箇所取りましたけれども少しばらつきがあるようでございますのでそういった所を分析していきたいというふうに思っております。回数につきましてもまだ3号機の次の予定は立ってございませんけども、こういった事を何回か繰り返していくことになります。

○読売新聞 吉田

Q：読売新聞の吉田です。東電さんに伺います。津波の試算の関係ですが3月7日に保安院の室長に報告されたのは東電さんの担当課はどこの課になりますか？

A：（東京電力）いわゆる土木建築の部門になります。モウカ課長が保安院さんの方に説明にしております。

Q：何課というんですか？ 正式に。

A：（東京電力）課？ 課名はちょっと確認させてください。

Q：はい。それと政府の調査委員会の見解を元に試算されたものと、貞観論文を元にした計算二つあると思うんですけどもいずれも武藤さんと武黒さんに伝えてらっしゃるんですか？

A：（東京電力）はい。そうですね。二回の試算がございますので、こちらは当時本部長で原子力立地本部の本部長、副本部長でございますのでそちらは時間的にはずれておりますけれども報告はしております。

Q：武藤さんには2008年6月に伝えているということでもいいですか？

A：（東京電力）そうですね。こちらはまず地震本部の試算結果が2008年にやりましたのでその結果を報告したことになります。

Q：武黒さんには土木学会に話しをした後。

A：（東京電力）話しをした後こういったことで仕事を進めているという業務報告の一環の中で話しをしています。

Q：土木学会は2008年の秋と昨日の会見でおっしゃってましたが、正式には何月になりますか？

A：（東京電力）それは確認させてください。色んな正式な文章あるいは要請という形で話しをし始めたのと後は事務局同士でこんな話しがあるのっていう話しで話しを始めたのとあると思いますので、少し確認します。

Q：はい。では確認お願いします。後武藤さんと武黒さん以外の役員の方には伝わっていないということなんでしょうか？

A：（東京電力）先ほどアエラの方からもご質問がありますのでちょっと確認してみます。

Q：後ですね、武藤さんについては昨日の会見で津波の試算については伝えてないとおっしゃっていたかと思うんですけども。

A：（東京電力）伝えているとは少なくとも土木学会に、いわゆる会社としてお願いをする以上担当課が単に動くというわけではありませんので現職理事本部長、副本部長、本部長を通しての業務ということになります。

Q：ありがとうございました。

○司会

よろしいでしょうか。質問のある方、今、2名あがってらっしゃいますが…他に4名あがってらっしゃいますね。今、手のあがってらっしゃる方で最後とさせていただきますがよろしいでしょうか。それでは前からそちらの方。それから、その次そちらの方、それでこの列の後ろのあの席、後もう一人、お一人そちらの方で。

○朝日新聞立石

Q：よろしいですか。

○司会

どうぞ。

○朝日新聞立石

Q：朝日新聞の立石ですけれども。森山対策監に一点、松本さんに二点お尋ねします。一点お尋ねしたいのは、午前中の東京電力の会見でですね、先程も質問の中にあっただんですけれども。いわゆる今回、7日に報告のあった試算結果については「あくまでも試算なので公表するつもりはないのです」という説明が松本さんの方からありました。一方、枝野官房長官はですね、記者会見の中で「それだけ設計段階の想定を超えるような、10メートル以上の津波がくるかもしれないという、可能性があるのであれば、もっと早く報告をすべきであったし、そういった危険性を認識していながら対応できていなかったことについてとても遺憾である」というふうな発言をしておられます。枝野官房長官の発言も踏まえた上で、改めて保安院としてどのように、事前に試算があったけれど

も活かされなかったことについて、お考えなのかお聞かせください。別のところでは確か森山さんは、試算であっても評価の材料になるので、もっと早く報告すべきだったとおっしゃったという話もちよっと聞いておりますけれども。改めて、保安院のご見解をお聞かせください。

A：（保安院）タイミング的にはいくつかあると思いますけれども、まず3月7日に保安院はそういう説明を受けて、十分その保安院なりにも直ちに、すぐにその情報を共有をしないうちに、もう地震が起こってしまったということで。それで結果的には、事故調査委員会が始まって、保安院からは事故調査委員会の方に、東電から提出された情報等は、あるいはもちろんヒアリング等もありますけれども、お休みをしたりしているということで。もちろんこの3月7日以降、もっと早く保安院として公表をすべきだったんじゃないかというご批判は、それはあると思いますけれども、まずその段階では事故調査委員会にご説明をして、その結果を当然、公表されるものという認識はございました。もう一つ、もっと早く公表すべきだという趣旨のことを申しあげたのは、まさに2008年、これは試算であれですね、やはりこういったわずかに超えるというような問題では無くて、相当大きい違いがあるわけです。これは、今から振り返ってということではかかないと思いますけれども、保安院では、耐震バックチェックをずっとやっておりまして、基本的には全部公開の場で、専門家の前でやるというのが基本でございました。その中には当然、試算であったり色々な論文であったりいうのも全部含めて、専門家の目でもって評価をしていただくのがベースですから、そういう観点からすると。しかも2009年に貞観の地震について指摘もございます。従って保安院として、今からということではございますけれども、やはりそういう試算があったのであれば、やはり専門家の前でしっかりと評価をするということが必要であったろうと思います。

Q：すいません、松本さんにお尋ねする前に森山さんにもう一点。今の件でいうと、そうするとあくまで試算であって、その試算の確からしさということが分からないので、ある程度学会の検証を待った上じゃないと、というお話が、多分、東電側のご説明だと思えますけれども。そういった検証も含めて、もっと早く出して、そういった専門家の検証の場で委ねるべきだったと、そういう意味でよろしいのでしょうか。

A：（保安院）はい、そうやっていただいて結構です。土木学会はもちろん大変重要な役割になっておられますが、これまで保安院のバックチェックでもやってきましたように、それは一つの評価の手法であります。それ以外に、その保

安院の審議会の専門家の様々な指摘を受けながら評価をしています。津波については、これまでも柏崎で評価をしていますし、それからもんじゅ、この二つは評価しております。それは土木学会も一つの材料としておりますけども、そもそも活断層の評価も含めて津波がどうなのかということの評価していますので、それはそれとして、やはり様々な専門家の知見、しかもそれは公開の場で確りと、皆さんが見ておられる場でやるのが大事だというふうなのが、保安院として、ここ数年間の認識でございます。

Q：分かりました。それを踏まえて松本さんにお尋ねいたします。午前中の会見では、先ほど此方の理解が正しいですかというふうに申し上げたような、ご説明をいただいたと思っているんですけども、今、森山対策監のほうからは、やはりそういった判断には若干……今から思えばですね、間違いがあったのではないかというご指摘だと思うんですけども、それを受けて、どのように思われますでしょうか。それをまず一点お尋ねします。

A：（東京電力）ご質問の中にございましたし、午前中、枝野官房長官がそういったご発言をしたというようなことは承っております。本件に関しましては昨日以降、官房長官をはじめ、マスコミの皆さま、その他の皆さまのほうから、いろんなご意見を承っておりますので、そちらに関しましては真摯に受け止めて、今後の活動に考えていきたいというふうには考えております。しかしながら、当時を振り返って、当時の状況で考えてみますと、仮想的な波の源、波源において、自主的に行った試算でございますので、こちらに関しましては、これを基に現実的な対応を決定するには、更なる専門家の合理的な判断が必要だろうというようなことは、当時の認識とは、あまり変わってないというような状況でございます。ご指摘のとおり、公表するかしないのかというところについては、少し考えることは必要だろうというふうには思います。

Q：すみません。森山さんにもう一度戻りますけど、今、東京電力のほうからあった見解については、それでよろしいでしょうか。今の見解でいうと、あくまでも試算は確率論的なものなので、そういったまだどれくらい正しいかどうか分からないようなものを出す、合理的なものとして扱うことは出来ないのでは出せなかったという認識は間違っていないという説明だと思いますが。御二方の見解は、ある意味対立していると思うんですが、どのように思われますでしょうか。

A：（保安院）東電さんのご認識は、ご認識としてあると思いますし、数年前2

年前ぐらい前の問題ですので、あまり仮定の議論というのは良くないかも分かりませんが、そもそも保安院からは、耐震バックチェックということを示してるわけです。その中で当然津波の問題も含んでるわけです。従って土木学会も大事ですけども、保安院として求めているわけですから、そういった土木学会の見当と並行してでも、そういった問題は専門家の前で、公開の場で確りと検討していただくことが必要だろうと思います。その試算も、なんていいですか……どういう試算か根拠を確り確認してるわけではございませんけども、それなりの前提のもとにやられてるわけでしょうから、勿論今から振り返ってということではありますけども、耐震バックチェックということをやっている、加えてその後 2008 年の評価の後に、東電さんが試算されたあとに、保安院の審議会でも、貞観の津波ということが指摘されて、確りとした知見の蓄積状況を見ながら検討するんだということを報告書にまで書いてあるわけですから、それはこういったデータもありますという事はお示しいただいても良かったんじゃないかなと思います。

Q：長くなってもうしわけないんですけど、そうすると東電さんの判断については、ある意味保安院を軽視したためだというふうに思われますか。

A：（保安院）本件についてはですね、いずれにしても第三者委員会といいますか、事故調査検証委員会の中の重要なテーマであると思いますので、あまり保安院の意見を申し上げることが適切かどうか分かりませんが、やはりそういったデータは、少なくとも保安院で、当時正しい問題を担当していた者としては、基本的には色んなデータを公表して議論していただくのが原則として鉄則だと思っておりましたので、この間においてしっかりとご議論いただくべきだったと思います。

Q：もう 1 点だけごめんなさい。そうすると確率論的にはもっと巨大な津波が来る可能性というのも当然考えられていて、東電さんの中にお持ちの諸々の試算結果の中にはそういったものもあるというのが午前中の会見だったわけですけども、そういったものもまだ未公表のものも含めて公表すべきだという風に思われますか。

A：（保安院）確率論的な評価と少し違うかも分かりませんが、ですからどこまでを見るべきかというのは議論はあると思います。耐震指針の中でも津波の部分は 1 行ぐらいしかないんですけども、耐震指針の非常に重要な点は不確かさを考慮すると、不確かさという問題があります。地震そのものもそうなん

ですけれども、色んな考え方があってその中で不確かさをしっかり見ていきましようというのが耐震指針の哲学と言いますかありますので、どの程度の確率論的なものかわかりませんが、ある程度の不確かさを考慮したうえでの評価というのは必要になってくると。その不確かさの議論の時に専門家の意見を入れながらやっているというのが保安院の評価の仕方でした。

Q：答えをいただきたいんですが、未公表のものについても然るべきところに出すべきであるということでしょうか。

A：（保安院）そこは未公表のあの、色んな試算が多分あると思うんですね。ですから確率論的に非常に極端な例までやれる必要があるかどうかはわかりませんが、色んな論文があったり専門家の指摘があったと、そういった範囲での試算、これは当然行われるべき範囲ではないかと、どこまでというのが議論をすればきりのない話だと思えますけれども、少なくとも私の経験からしますと色んな専門家が指摘されてる範囲で、この範囲のものが保安院であればワーキンググループの中で取り上げて議論していたということですので、どこまでかというのが東電さんの評価のレベルと言いますかわかりませんが何とも申し上げられませんが、専門家が見てある程度合理性のあるような範囲のものは遡上に乗せるべきだという風に思います。

Q：ありがとうございました。松本さんにお尋ねします。2点今の森山さんのご意見を伺った上で、何故保安院のほうのワーキンググループであるとか審議会にそれをかけなかったのか、それは言ってみれば学会のほうをどちらかという優先して保安院のほうを軽視したということにはならないのかどうか、そういう判断をした根拠と言いますか、その当時の考え方を教えてくださいというのが1点と、それから2点目については今の見解を受けて、先ほど午前中の会見であったような極端なものはどうかという問題はあるかもしれませんが、未公表のものについても公表するという方向に変更を方針する、もしくはそういった検討を始める、そういった用意があるのかどうかそれが2点目。最後に話は別なんですけれども、使用済み燃料プールの3号機のアルカリの問題で、いわゆるホウ酸水をいっぱい入れても変わらないという問題があると思うんですけれども、この要員はどういったものが考えられるのか、ちょっと全然別な話ですけども最後に教えてください。

A：（東京電力）まず1点目のご質問でございますが、学会を重視して保安院さんのほうを軽視しているのではないかというようなご質問の内容という風に理

解しておりますけれども、これはちょっと補足説明させていただきますが、私どももどちらを重要視してどちらを軽視してるということはまったくございません。私どもが今回耐震バックチェックをしていく中で、当然津波の評価を行うというのは保安院の森山対策監がお話された通りです。耐震バックチェックの中の津波の評価をどう行うかという中には、当然先ほどお話があったように残余のリスクというものが当然考慮されるべきだという風に、これは考えとしてはございます。その中で、じゃあ貞観津波というような学説がある、あるいは地震本部が三陸沖から房総沖までどこでも大きな地震が発生する可能性があるというようなことに対して、東京電力は当然バックチェックの中でどういう風に判断をしてどういう風に評価をして津波の高さはこうです、だから対策はこうしますということを当然バックチェックの中で報告して、保安院さんのほうの評価をいただくというのが基本的な仕事です。したがって東電が評価する中で、東京電力がこう考えてるということを説明するわけでございますけれども、その中で東電がこう考えているということの妥当性、あるいは一般的な合理性があるかということに関しましてはやはり第三者でございます、そもそも評価技術を作った土木学会さんのほうでこういった色んな未知の新しい学術的な見解が示されてる中で、これをどういう風に取り扱うべきかというような一定のルールがあって初めてこれにしがって評価をした結果がこういうことになるので、これが私どもの評価になりますということをバックチェックの報告書の中で評価をいただくということになります。したがってバックチェックの報告書は保安院さんの中でも評価されますし、いわゆる審議会の中でもこれは公開になりますけど、その場でたとえば貞観津波はどういう風に東電は評価しているのかということも審議の対象になりますので、そういった場ではきちんご説明もできると思いますので、今回の1試算が2008年それから貞観津波の方はその後になりますけれども、1個1個がこういう試算が出ましたということではなくて、耐震バックチェックの中できちんご評価結果あるいは評価のやり方あるいはその妥当性、評価結果はこうですというようなことを示すべきだという風に考えております。それから、今後未公表と言いますか社内でこんな検討をしていてそれがどういうインパクトを持つものかにつきましては、今回のケースもでございますので、今後少し検討したいという風には思っております。一概に何かこのケースはこうこのケースはこうというような形でルールメイクができるような類の話ではないと思いますので、少し社内的にはどういった運用の仕方があるのかについては少し考えていきたいと思っております。それから、3号機の使用済み燃料プールのPhでございますが、こちらは説明が不十分で申し訳ございませんが、現在Phで9.2ということになっておりますけれども、これはホウ酸水を入れる前は11.2程度高かったものをホウ酸を

入れることでここまで緩和したという状況でございます。その結果が3号機でホウ酸水を注入したのが確か6月26日と27日でございますので、その期間からあまり大きな変化がないということで、いわゆるがれきが今3号機の使用済み燃料プールにたくさん入っておりますけれども、そのところからいわゆる水酸化カルシウムが溶質して再度またアルカリ性のほうに偏ってないというような確認が今回できたというようなことになります。

Q：確認ですけど、今の質問で言うと運用は多少柔軟に考えるという風に改められたという認識でよろしいですね。

A：（東京電力）改めたと言いますか、今後こういったケースと言いますか、こういった試算が出たという時には今回の事例を踏まえて考える契機になったということになります。

Q：わかりました。

○司会

次の方どうぞ。

○ニコニコ動画七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。保安院にお願いします。今の記者の方の最初の質問と似てるようなんですが、森山さんの回答がよく理解できなかったもので、ちょっと角度を変えて質問させていただきます。いずれにしても保安院は東電の試算結果を3月7日に知り、設備面で対応が必要だと指導しておりました。にもかかわらず、これまで保安院が明らかにしなかったという点において、私どものほうで午前中の会見で枝野長官に質問したところ、長官は大変遺憾と述べ、長官がおっしゃったのはどういった過程で保安院の中でどこで止まっていたのかということも含めて、事故調査検証委員会の調査とは別に内閣としてもしっかり検証したいと発言されたわけです。これは非常に重い言葉だと思いますが、これを踏まえて森山さんにお伺いしたいのですが、規制行政として保安院がなぜこの件についてこれまで公表してこなかったのか、これは単純にわからないんですね。もう一度この件についてお答えいただきたいと思います。

A：（保安院）その点についても少なくとも保安院としては事故調査検証委員会であら、これあのしっかりと検証されるべき問題だと思いますが、あの保安院としてはですね、報告を受けて数日後に地震が起きて、で、その後事故調査検

証委員会に資料を提出して説明も行ってきていて、今その事故調査検証委員会で事実認定が行われ、公表されるものと、考えてはありました。あのもちろんもっと速やかにですね、こういうふうにすべきだというご批判はあると思いますし、それは十分もう認識しております。で、あのそういった保安院の今回の3月7日からの対応といいますか。これについてもしっかりと検証されるべきものだという風に思っております。

Q：そこがわからないんですけど。あの事故調査検証委員会の設置をですね、閣議で決めたのは5月24日なんですね。それで、3月7日の時点で室長がまずこの件でまず把握されてました。それと午前中の会見で森山さんにお伺いしたところ、森山さんも個人的にとして、3月中には承知しておったわけです。で、その後に、清水前社長がですねいわゆる想定外発言で色々発言されておってそれは4月の頭なんんですけど。当然この色んなことが絡んでまして原子力賠償損害法規定に関わる発言だと思うんですよ。ですので、規制官庁としてはですね、この点も含めて、いわゆる3月の時点で分かった試算の件につきまして、これ発表すべきじゃないかということをお伺いしたいと思っております。

A：（保安院）あの、まあ私の知る範囲ではその3月に私はそういったことを耳にしたということは事実としてございます。で、保安院はその事故発生以来、いわゆる想定外という言葉は使っていないと思っております。もちろん津波の設計にはですね、想定されていないようなものだったということはありますけれども。保安院として想定外という言葉は使っていないと考えています。それからどこまでどういうふうに議論があったっていうのは私自身はよく承知しておりません。保安院の中でですね。どういう議論があったっていうことは今の時点ではまだ把握しておりません。

Q：あの、先ほどの事故調査検証委員会のだから5月に入ってから設置するって決めたんですね。なので先ほどの森山さんのそういうことはあったけれども、事故検証委員会があるのでって説明になってないと思うんです。その点について、3月に知って5月までの2ヶ月間ですね、公表するタイミングはあったと思うんですね。内部で。保安院の方で自主的にですね。それを何故しなかったのかということをお伺いしてるんです。

A：（保安院）事実としてしてないという事実がございまして、まあどういった議論がですね、私の知る範囲ではまあそれほど公表についての議論はあったよ

うには認識しておりませんが。どういうレベルでどういう議論があったかというところまでは今、私は把握しておりません。

Q：非常に大事なところなんですけども、規制官庁としてこういった飛散結果が出ていて尚且つ想定外という事で色々前社長が言われていた時に保安院としてはこうした事実を公表する必要がないってそういう認識だったという理解でよろしいでしょうか。

A：（保安院）あの、それぞれがどういう認識だったかも含めてですね、事実として公表してないという事実があるわけです。で、そのプロセス、過程の中でどういうその行動をとっているのかとかいうことも含めて、それは正に検証されなければいけない問題であると思いますので、私がこの場でこれ以上申し上げるのは差し控えたいと思います。

Q：以上です。

○司会

それでは次の、次の方どうぞ。

○フリー 木野

Q：すみません、フリーの木野ですけれども。まず保安院森山さんに。先ほどオフサイトセンターの話があったんですが、先日の会見の折にオフサイトセンターの機能が制限されているという説明があったと思うのですが、この機能が制限されているというのは具体的にはどういった内容だったのでしょうか。というのとですね、東京電力松本さんに、あの津波の試算公表しない、現時点で公表しないという方針になっていると思うんですが、これ午前中も聞いたんですが、公表しないという決定は誰がどの部署のどなたがお決めになられたのでしょうか。これ広報判断ということでもいいのかどうか。あるいはその上まで行っているのか。いうのを改めてちょっと確認できればと思います。それからも1点、東京電力松本さんに。先程からその土木学会。第三者の判断を委ねるという意味で土木学会のお話が出ていると思うんですが、土木学会の原子力土木委員会の方は現状電力会社の関係の方が委員として何人ほど入っているのでしょうか。以上3点をお願いできますか。

A：（保安院）まず保安院でございますけど、地震後にですね、検査官がオフサイトセンターに戻りましたが、非常電源が起動してなかったと。いうことで。

停電状態にあったと。いう意味でございます。で、その非常用電源のどういうふうにとちょっと処理したかまでは今はわかりませんが、3月12日になった位にですね、その非常用の電源が回復したということで、もちろん情報通信関連、通信状態っていうのが非常に悪い状態だったと思いますけども、当初はオフサイトセンターは電源がなくて、停電状態だったので、そこでは活動出来なかったということでございます。

Q: すいません、その後にとりあえず非常用電源が動いていて、15日まで動いていたということなんですが、この間はちゃんときちんとその24時間充電器動かさせていたのか、それともつけたり止めたりしていたのかという様な。それによって使える機能というのが制限されると思うんですけど、どういう状態だったんでしょうか。

A: (保安院) あの、少なくとも15日に移動するまでこの電源で活動していたと。電源は確保されていたというふうに聞いております。

Q: それは24時間確保という事で。

A: (保安院) ええ、24時間ずっと対応しておりますので。24時間ももちろんあの、その時やっていた作業の範囲は支障なくと言ったらあれですけど、そもそも通信状態悪いとかですね、いろんな支障はあるわけですけど。電源が問題でそのオフサイトセンターの活動が出来なかったということはなかったと聞いております。

Q: わかりました。すいません、1つ追加になってしまうんですが、森山さんにもう1点。あの今その津波のお話なんですけども、これ公表に関してですね、要するにあの、例えば6月14日の参議院の国会の中で清水前社長がですね、大津波の影響によっていわゆる原子力賠償法三条の但し書きの免責事由に該当する解釈もあり得るのではないかと。まあそれでも一応東京電力としては事故の当事者であるので早期に被害者の観点からも賠償に当たっていくという事も発言があったりですね。その前に5月に東京電力から紛争審査会の方に賠償に関して少し考慮するようにと。想定外なので、というような文章が出ていたりする事を考えると今後の賠償、既に裁判既に始まっているものありますが、非常に大きな意味を持つと思うんですね。その中で国の規制機関としてそういった重要な事項を表に出さない。これまで出さなかったというのは非常に大きな物事を左右する意味を持つと思うんですが、こうした理由のあるいは今後、実際東京

電力からあがってきた報告書の開示であるとかですね、他にどういったものがないか、そういったものを報告調書するような考えというものはないでしょうか。

A：（保安院）あの、保安院で承知しております内容は全て検証委員会の方に申し上げますし、資料も提供致しますし、まあ東京電力も当然情報提供、説明はされているという風に理解しております。

Q：国として、国の規制機関として、今回の事故の被害者の不利になるような状況というのを作り出すことになりかねないと思うんですけれども、そういう認識というのをおありでしょうか。

A：（保安院）今回の件、或いは過去の評価も含めてですね、まさに第三者の元でしっかりと検証されるということが大事だと思っております。その為に保安院としてできる事、具体的には保安院がヒアリング等に誠実に対応するといった事であろうと思っておりますけれども、そういった努力はしていきたいと思っております。

Q：事故の検証委員会を待っているとですね、かなり時間がかかると思うんですけれども、その前に独自に公表されるというのは、そういった考えはないということでしょうか。

A：（保安院）本件に関しては、事故調査委員会のほうにしっかりとご説明しているということでございます。

A：（東京電力）東京電力でございますが、この午前中のご質問にもございましたけれども、試算結果の公表につきましては、私どもとしましては、会社として非公表を決めております。それから、土木学会の中の電力会社、当社の委員が何人いるかについてはちょっと確認します。

Q：土木学会のほうですが、東京電力だけでなく、他の電力会社関係、要するに例えばですね、現状何人いるかっていうのはあれなんですけど、平成12年の土木、発電所の津波評価技術を報告書を出した当時は46人の内26人が電力会社関係なんですけれども、こういったものを第三者と言えるのかどうか。通常一般的な認識だと非常に難しいと思うんですが、こういったものを第三

者という認識でいるということによろしいでしょうか。ちょっと確認できればと思うのですが。

A：（東京電力）はい、まず人数でございますが、土木学会の委員の中で 26 名いらっしゃるそうですけれども、その中で当社の人は 1 名おります。第三者性のご質問でございますけれども、こちらは何も東京電力の何か代弁をするというものではございませんで、土木学会の会議体として、土木学会の運用要綱等があると思っておりますが、そしらに従って審議していくというものでございますので、こちらの土木学会で得られた一定の結論というものは私どもといたしましては第三者性があるというふうに考えております。

Q：分かりました。あともう一点。すみません、先程から会社という会社の決定ということなんですが、通常は会社という人格はないと思っておりますので、どこの部署で決定しているのか、これはちょっと明確にさせていただければと思うんですけれども、お願いいたします。

A：（東京電力）はい、お答え繰り返させていただきますが、これは会社としての決定でございます。

○NPJ 日隅

Q：ええと、NPJの日隅ですけれども。保安院に確認したいんですけれども、3月7日に報告を受けた後、東電に対して行政指導、行政処分、こういうものをするということで検討はされていないんですかね。つまり、先程から何度も事故調査委員会の話を言われているんですけれども、事故調査委員会が問題なのは、保安院の公開しなかったということ、時間が経ってから問題になったんだと思うんですけれども、当然当初は、なぜバックチェックの段階で社内においてその様な重要な認識があったにもかかわらず、それを検討の場でちゃんと報告をしなかったのかと。つまり、保安院は完全に舐められている訳ですよ。それについて他の電力会社に対しても、このまま見過ごすと同じ様な事が起きると思うんですが、きちんと報告すべき事は報告すると、行政指導、行政処分、こういうものを検討するのが当たり前の、規制機関としては当たり前のことだったかと思うんですけれども、それについては検討されていないんでしょうか。もし、されていないとするならば、今からでもするべきだと思うんですけれども、それについては如何でしょうか。

A：（保安院）まず、保安院は3月7日の時点で、その時に提出された資料は見

ておりますけれども、2008年にそういう検討がなされていたことは、その時点では承知しておりません。それから、他社も含めた津波の評価ですけれども、今、別途ストレステストを指示しているわけです。ストレステストの中では当然津波の評価というものが出て参りますので、それはこの問題とは少し違った形で指示をしておりますけれども、津波の評価はストレステストで提出されてというふうに認識しております。

Q：ですからね、3月7日に報告があって、その3年間ね、報告が保安院にされなかったというのははっきりしているわけです。その間にワーキンググループだとか何とかいろいろあったにも拘らず、その間に報告されなかったという事実は間違いないわけですよ。その時に報告すべき資料がこういうものであったかどうかということは別の問題として、報告されなかったという事実は間違いないわけです。報告されなかったのだったら報告するべきであったということについて指導しなければ、今回のストレステストにおいても同じ様に、「いや、社内ではこういう見解はありましたが、まだ社内では固まってませんから報告しませんでした。」と。それで何年後かに同じ事が起きると。そういうことではいけないわけだから、きちんと今回報告しなかったことについて指導すると、これは規制機関として当たり前じゃないですか。行政処分、行政指導しないというのは理解できないんですけれども。しない理由というのは、何でしょう。これは園田さん、園田さんいないのか。もし、お答えが同じであれば次回、園田さんなり細野さんに聞いてみようと思っておりますけれども、規制機関としては当然指導するべきだと思います。それについてお答えください、明確に。

A：（保安院）2008年に評価が行われたという事実は、それこそごく最近保安院としては認識したわけでございます。それで3月7日の時点では、私の知る限りにおいては、まだ認識していなかったと思います。それで、先ほど私はこういった問題も含めて、その時には公表されるべきであったろうと申し上げましたけれども、それを今からですね、行政処分をするような問題かどうかという、法令上の問題が必ずしもあるというわけではございませんので、そういった行政処分ということではないのではないのかなと思います。ただ、このストレステストの中では、津波の評価というのは求めておりますので、その津波の評価も含めてですね、提出されることになっておりますので、提出されなければ、例えば、定期検査が終わって起動しようと思っても評価できないと、こういうことになりますので、当然提出されるものと考えております。

Q：先程、私が指摘した平成 21 年 6 月 24 日の合同ワーキンググループの中のやりとりを見てますと、委員の方が東電の方に対して、津波の事について指摘をして、それで東電の方がお答えに窮している時に、おそらく保安院の事務局と思われる方が助け船をむしろ出しているようなやりとりがあるんですね。今回その行政処分、行政指導をもし保安院がされないとするならば、そういう関係なのだなというふうにはしか認識できないんですけども。一度、今言っているワーキンググループの議事録をよく見ていただいて、その上でですね、ちょっとどうするかもう一回検討していただきたいと思います。別にお答えは結構です。

○読売新聞 三井

Q：読売新聞の三井と言いますが、森山さんに 2 点ちょっと重複する部分もあって恐縮なんですけど教えていただきたいんですが。今の件で、東電側としては一つ一つの試算を個別に公表するというのではなくて、土木学会の知見とも踏まえて、評価、最終報告という中で、バックチェックの中で報告すべきという認識でいたという事だと思んですけど、保安院としては 1 個 1 個の試算であっても、土木学会の検証を受ける前に、その時点で即座に報告すべきだという認識だったという事なんでしょうか？という事が一つと。それとそれぞれの貞観津波の件と、明治三陸を福島県沖で想定した場合のと、OP6.1 に数上げたものと三つのケースが報告されているのか、結果的にそれが 3 月 7 日の時点で全て三つなのか、OP6.1 だけ事前に 2009 年なのか、その辺のどの試算がどの時点の報告にあたっているのか、改めて教えてください。

A：（保安院）過去の事になりますので、なんとも申上げられないところもございますけど、保安院はそもそもバックチェックの指示をしています。その時の知見でもって、評価をして出していただく必要がありますので、そういった評価がある程度まとまっているのであれば、バックチェックの報告書として提出していただく必要はあるんだろうと思います。それに加えてですね、これは内容にもよりますが、保安院は確か 22 年からですけども、去年からですか、新しい知見を反映していくという仕組みを作っておりますので、それはいろんな学術研究だけではなくて、自らの調査研究も含めて、新知見を反映していくという仕組み作っておりますから、それはその報告を待たずともこういったものがあるという事は報告をしていただくような、バックチェックと言う全体の報告でなくても、報告していただく仕組みはすでに去年か

らございました。それから 2009 年の報告は、これは当時の聞いた者の記憶で
ございますけども、佐竹他という論文モデルを用いて、試算はされたという
事ですので、これは 2009 年に説明を受けた者は、いわゆる貞観地震をモデル
にしたものだというふうに認識しております。

Q：09 年に貞観地震をモデルにしたものの説明を受けて、3 月 7 日に明治三陸
の波源映したものを説明を受けたと。

A：（保安院）2009 年には佐竹他と言う論文のモデルを用いて評価した結果、6
メートルを超える可能性があるという旨の説明を受けていると、そう記憶し
ているという事でございます。それから 3 月 7 日については地震調査研究推
進本部の考え方、それから貞観地震のモデル、それから土木学会と三つ、今
年の 3 月には 3 種類ですね、説明がございました。

Q：では貞観で 9. 何メートルというのは、3 月 7 日になって初めて報告を受
けたという事なんですか？

A：（保安院）少なくとも保安院はそう認識しております。

Q：すみません。それと個々の報告なんですけど、改めて恐縮なんですけど、
ではバックチェックの報告がまとまるという段階待たずとも、それぞれのも
のはわかった時点で報告すべきだという認識でよろしいですか？

A：（保安院）そこはあまり一般論として申上げるのはどうかと思いますが、当
然バックチェックと言うのは東京電力から聞いておりましたスケジュールは、
だいぶそれでも遅れておりますけど、平成 22 年の 9 月以降と聞いておりました
ので、それはバックチェック報告書は出来るだけ早く出していただく必要
があると思いますし、ある程度こういった、その時の知見です、評価出
来るものは評価して出していただく、その時間をかけてやっていただくべ
きものではないというふうに思います。ただ、もちろんいろんな評価、検討
はされておられるでしょうから、基本的にはこの今年の 3 月に報告を受けた
際に、保安院からバックチェック報告を早く出すようにという事を申し上げた
ように、そういった報告書という形で提出をしていただいて、評価をしてい
くというのが基本ではございますが、別途その新しい知見を収集し、反映し
ていくという仕組みも作っておりますので、それは内容に応じてですけど、
報告をしていただく場と言うのはございましたし、内容によっては報告をし

ていただくべきものはあるというふうに考えております。

○共同通信 須江

Q：共同通信の須江と申します。東電の松本さんに津波の件でお伺いしたいんですけれども。先ほどから色々説明されてますが、保安院に08年に出した以降にすぐ説明しなかった理由について、土木学会のものに納まっていたというふうにおっしゃっていたと思うんですけど、計算をした時点で、つまり計算を出す根拠はまず第一義的に存在していると思うんですけど、そういった面を含めて何故、この土木学会と保安院の説明を並行してやらなかったのか、いまいよくわからないんですが、その点をお聞きしたい。それから土木学会のレスポンスがなかったから答えられませんでしたというふうに、向こうに丸投げしているふうに聞こえるんですが、それはいかがでしょうか？それから想定外という言葉について、見解の相違ではないかとおっしゃっていましたが、ちょっと後半の部分がちょっと聞き取りづらく、恐縮なんですけど、試算だから想定外ではないと言うのは、日本語としてちょっと意味がよくわからないんですけども、もう一度お願いできますでしょうか？

A：（東京電力）まず1点目のご質問でございますが、土木学会はいわゆる原子力発電所の津波評価技術という指針をまとめてくださったところでございますので、こちらで津波の評価技術、津波をどういうふうに震源を置き、どういうふうに評価すべきなどと言うところは、ある意味合理的なやり方というのが出来るだろうという事でございます。当然、私どもも土木学会さんの方に、土木学会さん自身もいわゆる地震本部の内容もご存知でしょうし、貞観津波のお話もご存知でしょうし、それを踏まえて調査、研究をされている。一方私どもも、今回の私ども自身の試算を通じて、実際に発電所に適用するにあたっては、どういうふうなやり方がいいのかというようなところを課題として認識した上で、土木学会さんの方にお問い合わせをしたという事になります。当然、私どもも土木学会さんも並行して、いろんな調査研究をしつつ、お互いに議論をし合うというような関係というふうに思っております。それから想定外のご質問でございますけど、これはいわゆる設備の改造が必要だとか、あるいは運用の変更が必要だというような、設計上想定しなければならない津波というふうな認識はこの当時の試算に対してはございませんでした。あくまで明治三陸沖地震が、福島県沖の真正面で起きたという事を仮定して行った試算であり、佐竹先生が作られたモデルに従って、貞観津波を再現するとこれ程度の波になるという事が見つかってわかったという事になります。一方、これまで地震空白域でそういった地震を想定する方法が妥当なのか、

あるいは貞観津波に関しましても、私どもが堆積物を調査した際には本来あるべきであろう堆積物が、例えば浪江のとこまでしかなくて、富岡とかいわきの所まではないというような事でございますので、貞観津波自身のモデルも相当まだ調査研究が必要だというような状況でございますので、この試算結果を基に何か設計上の対応をしなければならないという様なものではないというふうに認識してたので、こちらの方はあくまで試算、それから試算でございますので、今回本当にマグニチュード 9.1 という大きな地震が太平洋プレートの所で東西何百キロというわたる範囲で起こりましたけれども、その地震に関しては、想定外というような形で申し上げているところでございます。

Q：すいません、追加で質問なんですけれども、まず全体の部分について土木学会になぜ頼んだかというのを、それは先程の説明で分かっているので、私がお聞きしているのは、土木学会に頼むのと同時に、土木学会を待って保安院に行かなければならない理由がよく分からないと。先程保安院からも指摘があったように、計算をするということは、そもそも何かしら根拠が存在するわけですから、そのまず第一義の根拠を保安院に提示して説明をするということはできたのではないかと思われるんですけれども、まずその点いかがですか？

A：（東京電力）はい。まず、今回のそもそものやるべきことは、耐震バックチェックを行うという大きな報告をしなければならないということがございます。所謂、断層、活断層に対して原子力発電所は大丈夫かというような話ですとか、津波に対してどれ程の津波を想定して健全さが大丈夫なのかというような、所謂、耐震バックチェックを行っている中での活動ということになります。ただ、私どもも耐震バックチェックを行う、あるいは津波の評価を行うという場合に、東京電力が何か勝手な想定をして、計算をして、評価がこうなりましたので妥当だというふうなことを、保安院さんに説明するというよりも、ある一定のルールに従って、こういった計算があって、こういった評価になったというほうが、当然合理的な説明ができますので、そういう意味では当社が単独で行ったとしても、当然保安院さん、それからそれをお聞きになっている、公開の審議のお聞きになっている、それは東電の勝手な計算ではないかというようなことになりかねませんので、そういう意味では土木学会さんが津波評価技術というのを持っておりますので、それに従ったやり方というのが、一つの合理性を持っているように思いますし、その他耐震の評価の仕方も一定の決まったルールに基づいて評価を行うというのが通

常のことでございますので、何か試算が一個できたからということで、これが耐震バックチェックの中でどういうふうに取り扱うべきかというようなところが、その都度報告をするというよりも、一定のルールに従った計算というのが必要だといふふうに認識していたところになります。

Q：状況として、耐震バックチェックの提出、遅れと言いますか、早く出すように指摘されていた状況もその後あると思うんですけども、そうしますと今、東電単独で行ったと言われぬようにとおっしゃってますが、そういう指摘をされたら、ではこういう根拠がありますとか、その指摘にしたがって直すとか、そういったことも考えられたと思うんですけども、そういった手間を踏むのが合理的ではないというふうに判断されたということなんでしょうか？

A：（東京電力）当時耐震バックチェックが遅れていたのは、中越沖地震を踏まえまして、私どもが柏崎のほうで地震の解析をやっていた際に、床のたわみをどういうふうモデル化して取り入れるかというところが、一般的にできてなかったところがございますので、それをある一定のルールの下で反映させるということが必要になりましたので、1から福島第一と、第二に関しましてはその仕事が遅れていたということでございます。その中で平行して、土木学会さんのほうの耐震、失礼致しました、津波評価技術の指針の見直しも平行してお願いしているという状況でございましたので、そちらのほうを併せてバックチェックの中に盛り込む必要があれば、当然反映させるという考えでございます。従って、何か土木学会をやるまで待てるだとか、何かバックチェックの報告を意図的に遅らせるということではなくて、やるべき仕事がまだあったので、提出そのものが遅れていたということでございます。

Q：すいません。最後に一点。それから、2008年に計算を出していたことを、昨日の東電さんの会見で発表されてますけれども、保安院さんの午前中のレクでは、東電から直接説明を受けていないという話でしたが、例えばその後、午後など、東電から正式に保安院に報告したのでしょうか？ 報告していないのなら、なぜ報告していないのでしょうか？ その点確認をしたいのですが。

A：（東京電力）2008年の試算結果につきましては、3月7日のところで保安院さんのほうにはご説明をしています。

Q：ではなくて、2008年に計算をなさっていたということ、内容は3月7日

に伝えられたと思うんですけれども、それは2008年にやったものでしたという話について、東電さんからは正式に説明を受けてないと、午前中の保安院のレクチャーで、そういう発言があったんですけれども。

A：(東京電力) あ、試算を行った時期でございますか？

Q：そうですね。はい。

A：(東京電力) それはちょっと確認させてください。3月7日に私どもが説明した内容は、貞観津波とこの地震本部と、所謂、耐震バックチェックの報告書に必要な津波評価技術に従う三つの解析結果になりますので、ちょっと何を、その時に結果だけではなくて、いつやったものかについてはちょっと確認します。

Q：はい。いつやったものか確認していただいて、昨日、今日で正式に伝えていないのであれば、なぜそうしなかったのかということと、すいません、追加で恐縮なんですけれども、昨日も保安院さんのレクで先に出て、東電さんから説明されたということで、情報交換の体制が非常に受身であると感じられますが、その点については、最後に、どう思われておりますか？

A：(東京電力) はい。まず、昨日、今日、報告をしなかったのかという話でございますけれども、こちらは3月の7日の時点もそうでございますけれども、その時の東京電力の耐震バックチェックにおける調査、あるいはその周辺の状況の調査、検討状況をご説明をしているというような状況でございます、所謂、報告調書に基づく報告というような正式なものではございません。通常の業務の一環の中で、こういった仕事をやっている。その後、そういう説明をした上で、津波評価技術の見直しが起これば、当然その中身を耐震バックチェックの最終報告書に反映するようというような指示をいただいたというようなことになります。従いまして、改めて昨日、今日の段階でこの中身をまた…

Q：すいません、ちょっと私の質問の意図が多分…

A：(東京電力) 報告するということはありませんが…

Q：言い方が悪くて伝わってないと思うんですけれども、つまり、昨日と今日

で問題になっているのは、2008年に東電さんが計算を行っていたという時期について、保安院さんのほうには、その後、今日の朝の段階では2008年にやったという事実が直接は伝わっていなかったと。これだけ大きな問題になっているにも関わらず、東電さんの担当者の方から保安院のほうに、別に報告調書という形ではないですけども、直接報告してしかるべきではないかと思われませんが、その点いかがでしょうかという質問だったんですが。いかがでしょう。

A：（東京電力）それは繰り返しになりますが、3月7日に何を説明したのかというのを確認しないことにはお答えできませんので、試算結果は3月7日にお示ししてありますけれども、それがいつ行われたかというところまで、ご説明したのかという回答によると思います。それから、公表が受身ではないかというようなご質問がございましたけれども、こちらは繰り返しになりますが、あくまで今回の試算に関しましては、一定の仮定をおいた上での試算を行って、その結果が高い所で15.7メートルになるというようなことが、結果として得られたということでございますので、元々公表を予定していたものではないということでございます。従って、そういったものでございましたので、昨日、朝日新聞さんからもございましたけれども、事実関係としてどうなんだというようなお話があったので、事実関係として、昨日の夜、夕方確認してお話させていただいたということになります。

Q：分かりました

○フリー 伊藤

Q：はい。私はフリーの伊藤と申します。東京電力にお願いします。今回、変電所と送電設備が地震で壊れましたが、日本電気協会の指針、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に照らすと、それらの基礎部分の強度というか、裕度は何倍だったのでしょうか？経年劣化を考慮して、今回の地震、最大加速度、加速度で言うと、新潟地震と比べて大きいかそれより小さいのではないかと思うんですけども、経年劣化による耐震補強はされていたのでしょうか？多分、他の電力事業者も知りたがっている点だと思うので、お願いします。

A：（東京電力）送電設備の耐震関係でございますと、ちょっと確認しておりますので、先にちょっと進めていただければと思います。

○週間金曜日 片岡

Q：週刊金曜日片岡と申します。先ほどの3月7日あるいは試算の件です。まずは松本さんにお伺いします。試算結果は会社として非公表だということですが、3月7日に保安院の方に報告しているわけです。報告しているものについては保安院は公表するというを前提で報告しているんじゃないでしょうか？それが一点。後森山さんにお伺いします。保安院長は海江田大臣にこのことを報告していたのかどうかという点。そして先ほど内部で公表すべきかどうかあまり議論しなかったと言いましたが結果的に公表しないという決定になっているのは事実ですので、公表しないという決定をした経緯を明らかにするべきだと思います。これは当時の保安院長説明責任があるんじゃないかと思いますがどうでしょうか？この場に来て説明するべきだと思います。武藤さんも同じだと思います。想定できなかったなどという発言をこの合同記者会見の場でもしているわけです。きちんと東電さんもこの件を説明するべきだと思います。後報告すべきかどうかということの基準はないんですか？試算であればその場で明らかにしなくてもいいというような保安院さんとの間の約束ごとがあるんですか？実際に不要と明示されたものがあるかどうかお伺いします。とりあえずそれで森山さんと松本さんをお願いします。

A：（保安院）保安院でございますけども、保安院長からどういうふうな報告があったかについては今承知しておりませんのでそれは確認する必要があります。それから非公表を決定したということはございませんで、結果としては公表されていませんけども、私共は先ほどから申し上げておりますように、事故調査検証委員会には情報提供しておりますし、それは当然事実認定が行われて公表されるものというふうに認識しておりますので、非公表を決定したというようなことではないと思います。その公表、非公表をどこまで議論したかというのは今の段階ではわかりませんが、組織として決定したという事実はないと考えております。

Q：しかし判断してるわけですね？ 非公表ということ。

A：（保安院）非公表ということ判断というか、非公表にすべきというようなそういった認識があったわけではなくてそこはもちろん色んなご批判があると思いますけども、あの。

Q：いや批判ではなくて事実として。

A：（保安院）事実として保安院として公表していないのは事実でございますが、あの。

Q：しない判断を誰かがしたわけでしょう？

A：（保安院）しない判断をしたというしない判断ではなくて、調査委員会の方には説明はしておりますのでそれは取り扱いは当然今後公表されるようなものとして認識して説明しているわけでございます。

Q：安全委員会と大臣へはどうですか？

A：（保安院）大臣にどうだったかというところは確認しないとわかりませんので今お答えできません。

Q：安全委員会にはどうでしょう？

A：（原安委）少なくとも私が知る限り本件については保安院からは何も説明報告はございません。

Q：わかりました。いずれにしても報告しないという判断をどなたかがしているわけですから、当時の保安院長説明責任あると思います。後松本さんお願いします。

A：（東京電力）はいまず今回のご説明に使っている資料でございますけども、こちらは当時の私共の調査研究の状況、それからバックチェックに関しまして当時の状況をご説明する為に使用した資料でございますので、公表を意識して作ったものではございません。したがって先ほどどなたかのご質問でありましたけれども、現在も非公開という形にさせていただいております。なおどういったものを公表する、公表しないというものに関しましてはルールというものがあるわけではございませんが、ケースバイケースで当時と異なりますかその都度判断するということになります。

Q：公表のルールが保安院との間には無いというわけですね？

A：（東京電力）いわゆる一般的な報告聴取に基づく行政手続きをして行われるようなものに関しましては、当然そういう指示を受けたことあるいはそれに基づいて報告をしたことというのは当然公表することになりますけれども、それ以外の日常のヒアリングあるいは私共のご説明といったものに対してその都度その中身についてはルールはございません。

Q：では過去試算したものを東電が報告したケースはありましたか？

A：（東京電力）あの本件に関してということでございますか？

Q：違います。あの東電内部で先ほど試算結果は会社として非公表だといわれた意味での試算結果です。

A：（東京電力）はいそういう意味ではいろんな現職発電所の運営に関わる試算等はさまざまなケースでやっておりますので、そういったケースごとに保安院さんの方にその都度ご説明しているケースはあろうかと思えます。

Q：であれば、過去に試算の例があるとすれば今回しなかったという判断とそのときしたという判断、これは完全に東電さんの恣意的な評価ということではよろしいですね？

A：（東京電力）あの、何の判断かというのがご質問お趣旨がよくわからなかったんですが。

Q：試算結果を公表したケースもあるわけですね？ 公表というか報告したケースもあるわけですね？

A：（東京電力）報告と言いますか、その都度業務の進捗状況ですとか調査の結果等をご説明しているケースはございます。基本的にはそれは公表を意図していませんので当然非公表で運用しております。

Q：よくわからないんです。2008年にやった試算以外にも試算があり、それを保安院の方に報告した事例があるかないか。それは地震や津波にかかることがあるんですか他に？

A：（東京電力）津波、今回の地震調査研究推進本部のものと貞観津波の件に関

しましては先ほど申し上げたとおりでございますが、ご質問がその他様々な全てというふうにおっしゃられましたので色々な業務の中では、試算それから調査の内容等をお示しすることはございます。

Q：今回は恣意的に報告しなかったと、三年余りしなかったということですね？

A：（東京電力）報告しなかったっていうご質問の趣旨がよくわかりませんが、貞観津波のご説明は2009年の9月。それから地震推本部の評価結果、それからあわせてもう一度ジョウガン津波の評価結果については3月7日にご説明をしているという状況になります。

Q：わかりました。もう結構です。

○NPJ 日隅

Q：すいません。3月7日の件なんですけども、今松本さんの方から説明もありましたけれどもその経緯も含めて詳細に一度時系列を踏まえて、例えば設備面において対策が必要との指導を3月7日にされたと言うんですけど、具体的にどのような指導をされたのか？誰がいつなのか？どのような資料に基づいてなのかというようなことを次回詳細に説明していただきたいと思えますね。これは調査委員会に報告してるからそれでいいんだというんじゃなくて、これだけ重大な問題ですので今きちんと説明していただきたいと思うんです。それはつまり他の原発についての信頼性とも直ちに関わる、つまり他の原発についての保安院の指導の信頼に関わる問題ですから、これについてはきちんと説明していただきたいと思えますので、次回きちんと説明していただきたいです

A：（保安院）保安院でございますけども、この問題につきましては東電の受け取り方というのもあるかもわかりませんが、保安院としてはまさに第三者、事故調査検証委員会にしっかりとご説明していくことが大事だと思っております。

Q：いや、それは大事なのは当然なんです。それが大事じゃないと言ってるのではなくて、それは大事だけでも、そこで報告したからこういう場で報告しないという理由にならないんじゃないんですかと言ってるんです。

A：（保安院）厳密な意味での事実認定というのは事故調査検証委員会で行われ

と思いますので、考えておりますのでそちらにしっかりと説明をしていくということが大事であるという風に思います。

Q：いや、それはいいですから今も言ってるように他の原発についての保安院の指導の信頼性に関わる問題ですよ、これは。そういう東電の原発ひとつの問題だけじゃないですよ。だからきちんと説明してください。それが説明できない理由は逆にないじゃないですか、他のことは答えてるんだから。別に事実認定をこの場でする必要はないんです。この場でわれわれは事実認定をするじゃなくて、われわれとしては保安院がこういう事実を認識しているということの説明、事実経過を聞きたいだけであって、他のことについて答えられるのにこのことについて答えられないというのはおかしいんじゃないですか。

A：（保安院）答えられることは先日ご説明しております。

Q：どういう内容ですか。

A：（保安院）口頭で3月7日に指導をしたということでございます。

Q：でも東電のほうから途中でこのような報告があったということは、それはなかったということでもいいわけですか。

A：（保安院）保安院から指導したのは3月7日に東京電力から報告を受けた際に、保安院の担当室長のほうから耐震バックチェックの報告を早急に提出すること、それから設備上の対応が必要であるといった旨の指導を口頭で行ったということでございます。

Q：東電からのそれ以外に、3月7日以外に報告はなかったという認識だということですか。

A：（保安院）2009年の9月に東京電力から6メートルを超える可能性のある佐竹他のモデルを用いて仮に評価すると、6メートルを超える可能性がある旨の説明を受けたということではございます。その点だけでございます。東京電力から本件について、保安院として認識しておりますのは2009年の9月の説明、それからその後は評価試算、試算と言いますか東京電力は試算とおっしゃっておりますけども、試算結果についてはこの3月7日でございます。

Q：9月は口頭で説明を受けただけで文書をもらってないと、3月7日は文書
をもらいましたということですか。

A：（保安院）資料は保安院はもらっておりません。もらっていないと認識して
います。少なくとも当時聞いたものはその資料をもらったという認識は記憶
はないということでございます。

Q：それは2009年の9月の話ですか。

A：（保安院）2009年の9月です。今年の3月は資料を提供いただいて、A3の
1枚紙ですけどもそれで説明を受けて資料も提供を受けております。

Q：それについてはこちらのほうで配布していただけないんですか。

A：（保安院）それはその資料そのものは東京電力からに提供を受けております
ので、これはそういったものを公開するかどうかについては情報公開に基づ
く請求をいただければ手続きは取らせていただいた上で判断をさせていただきます。
東京電力は東京電力としてのご判断はあろうかと思っておりますけども。

Q：わかりました。

○読売新聞 前田

Q：読売新聞の前田と申します。松本さんをお願いします。引き続き津波のこ
となんですが、2008年6月に会社として土木学会に姿勢見直しを求めるとい
うのは経営層に図ったとおっしゃられてましたけども、この経営層というの
が何を意味するのかというのを伺いたいんですけれども、お願いします。

A：（東京電力）当時原子力立地本部長であった武藤でございます。当時副本部
長であった武藤でございます。

Q：立地本部副部長というのは、経営層ということになるんですか。

A：（東京電力）いわゆる常務取締役でございますので経営層でございます。

Q：たとえば常務会とか取締役会みたいなもので図ったということではないん

でしょうか。

A：（東京電力）いえ、そういったいわゆる役員が参加します意思決定機関で審議したものではなくて、これは原子力立地本部としての判断ということになります。あと、土木学会にいつ伝えたかというご質問がありましたけれども、2008年の10月でございます。

Q：先ほど確認中ということだったんですけれども、そうすると幹部の方で報告されたのは武藤さんだけと言っていいんでしょうか。

A：（東京電力）土木学会にこういった依頼をして調査検討を行っているということ報告したのは後になりますけれども、当時本部長であったタケクロにも報告はしています。なお、その他の役員がしていたかについては現在確認をしています。

Q：その武藤さんがその段階でもっと上の方に言った可能性というのはあるんでしょうか。

A：（東京電力）本人が話をしたのか、あるいは私どものほうから担当者がその他の役員に話をしたのかというのはちょっと確認が必要だと思っています。

Q：ありがとうございます。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、ちょっと確認なんですけれども、保安院。東京電力から3月7日に提出されたのは資料1枚ということによろしいですか。

A：（保安院）はい、そうです。資料1枚です。

Q：1枚紙で実際にその説明の内容というのは具体的にどういったものかというのは、もしかしたらもう出てるかもわかりませんがご説明いただけますか。

A：（保安院）どういう考え方で評価したか、すなわち地震調査研究推進本部の考え方に対応したものがひとつと、土木学会に基づくものがひとつと、それから貞観の地震のモデルに基づくものだという程度のご説明でございます。

Q：この紙を先ほど情報公開の請求があれば判断するというお話だったんですけども、情報公開以前に保安院としての情報公開を先に進められるお考えというのはないのでしょうか。

A：（保安院）この資料についてでございますか。

Q：はい、そうです。

A：（保安院）資料は行政文書という扱いになりますので、しかも東京電力から提供を受けておりますので、これは手続きを踏む必要だと考えております。

Q：手続きがあった段階で判断するということはたとえば1日2日で出てくるという風に考えてよろしいのでしょうか。

A：（保安院）そこはどのくらいかは手続きをしないとわかりませんので、省内で議論するあるいはその手続き上は提供者に意見照会をするというプロセスもでございます。

Q：ということは東京電力が出さないでくれという意見があれば出さないということになるのでしょうか。

A：（保安院）必ずしもそうではございません。そういう判断をされても出すという判断をすることはございます。

Q：最終的に判断するのは保安院ということによろしいですか。

A：（保安院）手続き上はその請求された行政機関の長だというふうに理解しております。

Q：ということは、保安院長ということによろしいでしょうか。

A：（保安院）保安院長に対して請求があればそういうことになると思います。

Q：分かりました。

○司会 よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。これで質疑を終わりにさせていただきますと思います。最後に、東京電力から説明があります。

東京電力からの説明

プラントの状況につきましてご説明させていただきますが、その前に電気設備の耐震性に関しましてご質問がありましたが、こちらは現在、原子力安全保安院さんのほうから電気設備の耐震設計、それから、鉄塔等が壊れたメカニズム、地震のスペクトルはどうだったのかについて現在報告徴収が行われておりますので、こちらの結果を取り纏め次第、皆さまのほうに公表したいというふうを考えております。プラントの状況でございますが、まず原子炉への注水でございます。午後5時、17時現在でございますが、1号機は3.8立方メートルパーアワー、2号機は3.7、3号機は7.1立方メートルパーアワーで注水を継続いたしております。格納容器の窒素ガスの封入の状況でございますが、17時現在、1号機の格納機圧力は126.6キロパスカル、2号機は114キロパスカル、3号機は101.5キロパスカルでございます。使用済み燃料プールの冷却の状況です。17時現在、1号機の水温は30.0度、2号機は34.0度、3号機は32.5度、4号機は40.0度でございます。タービン建屋の溜まり水の移送でございますが、2号機は雑個体廃棄物減容処理建屋、3号機はプロセシ建屋のほうの移送を行っております。6号機のタービン建屋の溜まり水は本日10時から16時の予定で屋外の仮設タンクへ移送いたしております。建屋の水位の状況です。16時現在、プロセシ建屋は6,282ミリでございます。午前7時と比べますと、12ミリの上昇になります。雑個体廃棄物減容処理建屋は3,571ミリで、午前7時と比べますと、98ミリの低下でございます。サイドバンカー建屋はOPで4,432ミリでございます。午前7時と比べますと、5ミリの上昇になります。トレンチの水位です。16時現在、1号機はダウンスケール中、2号機は3,510ミリ、3号機は3,614ミリで、午前7時と比べますと、2ミリ、11ミリの低下です。タービン建屋の水位です。16時現在、1号機は4,920ミリ、変化ございません。2号機は3,533ミリ、3号機は3,427ミリ、4号機3,509ミリで、それぞれ午前7時と比べますと、3ミリ、19ミリ、9ミリの低下になります。1号機原子炉建屋地下1階の水位ですけれども、16時現在、4,821ミリで、午前7時と比べますと、3ミリの低下になります。遠隔操作によります瓦礫の撤去でございますが、3、4号機のポンプ室周りで瓦礫の撤去を行いまして、コンテナ6個分の回収を行っております。合計の累計量といたしましては、540個ということになります。続きまして、操業の状況ですが、1号機の原子炉建屋のカバー設置工事は、

本日、明日、鉄骨縦傘作業を実施いたします。明日は柱ハリの海上輸送が予定されております。1から4号機の取水口南側におきます交換ヤイタの設置工事でございますが、交換ヤイタの打設を行っております。なお、明日も交換ヤイタの打設を行います。ダイサセによります交換ヤイタの搬入がございますので、北側のシルトフェンスの開閉作業がございます。それから、1、3号機の原子炉建屋屋上におきますダストサンプリングでございますが、先程ご質問がありましたけれども、明日も天候不良のため、1号機で予定しておりますサンプリングは延期ということで決定いたしております。なお、再サンプリングの日時に関しましては、1号機、2号機とも検討中ということでございます。それから水処理設備の運転の状況でございますが、こちらは第1、第2セシウム吸着と、それから除染装置に関しましては順調に運転を継続いたしております。その他淡水化装置RO、蒸発濃縮式とも起動中、運転中ということになります。なお、蒸発濃縮式の淡水化装置のアレバ製の3台につきましては、引き続き濃縮塩水によります試運転を行っております。ベセルの交換でございますが、本日はHSキッドのベセル3トウの交換をフラッシュグなしで行いました。明日も3トウの交換を予定いたしております。それから、サリーのベセル1トウの交換を予定いたしております。東京電力からは以上でございます。

○司会

よろしいでしょうか。それでは以上で本日の会見を終わりにさせていただきます。次回の会見ですが、来週29日月曜、16時半からを予定しております。そこでは食品モニタリングについて農林水産省、及び厚生労働省から説明するように今調整中でございます。詳しくは改めてメールでお伝えいたします。本日はお忙しいところをどうもありがとうございました。